

平成 29 年 3 月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成 29 年 3 月 15 日 (水) 午後 3 時 30 分 開会
場 所	新潟市役所本庁舎 6 階 講堂
日 程	<p>第 1 会議録署名委員の指名</p> <p>第 2 付議事件</p> <p>議案第 28 号 新潟市教育長職務代理者の事務を委任する規則の 制定について…………… 1</p> <p>議案第 29 号 新潟市教育委員会職員分限取扱規程の制定について… 3</p> <p>議案第 30 号 新潟市教育職員の勤務時間, 休暇等に関する条例 施行規則の制定について…………… 7</p> <p>議案第 31 号 新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の 制定について…………… 3 4</p> <p>議案第 32 号 新潟市教育職員退職手当支給条例施行規則の 制定について…………… 3 9</p> <p>議案第 33 号 新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例 施行規則の制定について…………… 4 8</p> <p>議案第 34 号 新潟市臨時教育職員に関する規則の制定について… 5 3</p> <p>議案第 35 号 新潟市学校事務共同実施に関する規則の 制定について…………… 6 3</p> <p>議案第 36 号 県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係教育 委員会規則の整備等に関する規則の制定について… 6 8</p> <p>議案第 37 号 新潟市立幼稚園に勤務する教育職員の勤務時間等に 関する規程の廃止について…………… 1 2 1</p> <p>議案第 38 号 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について… 1 2 3</p> <p>議案第 39 号 新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の 一部改正について…………… 1 3 1</p> <p>議案第 40 号 新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの 管理に関する規則の一部改正について…………… 1 3 5</p> <p>議案第 41 号 新潟市公民館条例施行規則の一部改正について… 1 3 8</p> <p>議案第 42 号 新潟市立図書館条例施行規則の 一部改正について…………… 1 4 2</p>

議案第43号	通学区域の一部変更について……………	147
議案第44号	教育財産の用途廃止について……………	150
議案第45号	新潟市いじめの防止等のための基本的な方針の 改定について……………	151
議案第46号	事務局及び機関の長の人事について……………	153
議案第47号	教職員の人事措置について……………	154

第3 報告

- ・指導が不適切な教職員に関する委員会の報告について…………… 1
- ・いじめ及び教員の不適切な発言による重大な事案に係る
第三者委員会の答申について…………… 2

第4 次回日程

- | | | | | |
|-------|-------|----------|----|-------|
| 4月定例会 | 平成29年 | 4月21日(金) | 午後 | 3時30分 |
| 5月定例会 | 平成29年 | 5月26日(金) | 午後 | 3時30分 |

第5 閉会

平成29年3月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

付議事件

議案第28号

新潟市教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について

新潟市教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について、次のとおりとしたため議決を求める。

平成29年3月15日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について

1 制定理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項の規定に基づき、教育長職務代理者に係る職務の委任等に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定するもの。

2 制定内容

職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第25条第4項の規定に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能であり、教育長職務代理者の事務の委任等について規定するもの。

3 施行期日

平成29年4月1日

新潟市教育長職務代理者の事務を委任する規則をここに公布する。

平成29年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育長職務代理者の事務を委任する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定に基づき教育長職務代理者が行う職務については、新潟市教育委員会の会議その他新潟市教育委員会の議事の運営に関する事務を除き、同法第25条第4項の規定により新潟市教育委員会事務局の教育次長に委任し、又は臨時に代理させることができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 29 号

新潟市教育委員会職員分限取扱規程の制定について

新潟市教育委員会職員分限取扱規程の制定について、次のとおりとしたため議決を求める。

平成 29 年 3 月 15 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会職員分限取扱規程の制定について

1 制定理由

「新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する規則」第 5 条において、新潟市教育委員会に任命される職員の「新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の実施に関し必要な事項は、任命権者が定めるものとされているため。

2 制定内容

(1) 疾病休職（心身の故障による休職）の更新と期間

- ・疾病休職の期間が 3 年に満たない場合、3 年を超えない範囲まで更新することができる。
- ・期間満了（3 年）で復職した場合を除き、疾患休職者が復職した後 1 年以内に同一の疾患のため再び疾患休職となったときは、前後の休職期間は通算する。

(2) 疾病休職者の復職

- ・疾患休職者は、医師の指示により療養に努めなければならない。
- ・疾患休職者は、勤務できるまで健康を回復したときはその旨を証明した医師の診断書を添え、速やかに復職を願い出なければならない。

(3) 疾病休職者の病状報告

- ・疾患休職者は、毎月その疾患の状態を証明した医師の診断書を教育長に提出しなければならない。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

新潟市教育委員会職員分限取扱規程をここに公布する。

平成29年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育長訓令第 号

新潟市教育委員会職員分限取扱規程

(この規程の目的)

第1条 この規程は、新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第17号）第5条の規定に基づき、新潟市教育委員会に任命される職員（以下「職員」という。）の新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年新潟市条例第67号。以下「分限条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(疾患休職の更新)

第2条 分限条例第3条第1項の規定により定められた休職（以下「疾患休職」という。）の期間が3年に満たない場合には、その疾患休職にされた日から引続いて3年を超えない範囲において、これを更新することができる。

(疾患休職の期間通算)

第3条 疾患休職にされた者が復職（休職期間3年を経て復職した場合を除く。）した後1年以内において同一の疾患のため再び疾患休職にされたときは、前後の休職期間は通算する。この場合の休職期間の計算については30日をもって1月とする。

(疾患休職の復職及び更新の場合の手続)

第4条 分限条例第2条の規定は、分限条例第3条第2項の規定により復職を命ずる場合及び第2条の規定により休職を更新する場合に準用する。

(疾患休職者の復職)

第5条 疾患休職にされた者は、医師の指示するところに従い専心療養に努めなけれ

ばならない。

- 2 疾患休職にされた者は、休職期間中において勤務できるまでにその健康を回復したときは、その旨を証明した医師の診断書を添え速やかに復職願により復職を願出しなければならない。

(疾患休職者の病状報告)

- 第6条 疾患休職にされた者は、休職にされた月の翌月（月の20日以後において休職にされたときは、その翌々月）から毎月5日までにその疾患の状態を証明した医師の診断書を教育長に提出しなければならない。

(書類の様式)

- 第7条 第5条第2項に規定する復職願の様式は別に定める。

(その他)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、職員の分限に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置)

- 2 この規程の施行日前において、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年9月8日新潟県条例第41号。以下「県条例」という。）の規定の適用を受けていた職員（以下「移譲教育職員」という。）で、県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、分限条例中に相当する規定がある場合には、分限条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。ただし、特別の事情により分限条例の相当規定によることができない場合又は分限条例の相当規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、教育長が別段の取扱いをすることができる。

3 前項の規定により移譲教育職員の疾患休職相当にされた者が，当該休職の期間が満了した後も引き続き疾患休職に該当する場合には，分限条例の規定により休職の期間を定める。この場合において，当該休職の期間を定めるに当たっては，県条例による休職の期間を通算する。この場合の休職期間の計算については30日をもって1月とする。

議案第30号

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の制定について

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の制定について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成29年3月15日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の制定について

1 制定理由

権限移譲に伴い、新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例が制定され、原則市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を準用し、市規則で定める事項について教育委員会規則で定めることとされた。

このため、当該条例の施行規則を定めるものである。

2 規則の主な内容

(1) 以下の事項についての規定を定める

- ・勤務時間の割振り
- ・週休日の振替（前4週間、後12週間以内を取得）
- ・育児を行う職員の特例（早出遅出勤務、深夜勤務・時間外勤務の制限など）
- ・年次有給休暇の日数、単位等
- ・特別休暇の種類と日数（結婚休暇、忌引き など）

(2) 新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の廃止

- ・教員に係る勤務時間等の規則が制定されることに伴い、幼稚園の教員に係る年次有給休暇の単位、特別休暇の期間の特例を定めていた規則を廃止する。

3 施行日

平成29年4月1日

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は，新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 29 年新潟市条例第 50 号。以下「教育職員勤務時間条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(1 日の勤務時間の割振り)

第 2 条 教育職員勤務時間条例第 3 条において準用する新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 7 年新潟市条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 3 条第 2 項に規定する勤務時間の割振りは，午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし，その場合の休憩時間は，午後 0 時から午後 1 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず，公務の必要によりこれにより難しい場合及び職員の健康又は福祉に重大な影響を及ぼす場合は，新潟市教育委員会（以下「委員会」という。）は，別に勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第 3 条 委員会は，教育職員勤務時間条例第 3 条において準用する勤務時間条例第 4 条第 2 項本文の定めるところに従い週休日（教育職員勤務時間条例第 3 条において準用する勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には，勤務日（教育職員勤務時間条例第 3 条において準用する勤務時間条例第 5 条に規定する勤務日をいう。次項，次条及び第 9 条において同じ。）が引き続き 12 日を超えないようにし，かつ，1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 15 時間 3

0分を超えないようにしなければならない。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外等)

第4条 前2条の規定は、育児短時間勤務職員等については、適用しない。

(休憩時間の特例)

第5条 教育職員勤務時間条例第4条において準用する勤務時間条例第6条第2項の規定により休憩時間を一斉に与えないことができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 労働基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第112号)による改正前の労働基準法第34条第2項ただし書の規定による許可を受けている場合

(2) その他業務を円滑に遂行するために休憩時間を一斉に与えない必要がある場合

2 委員会は、休憩時間を一斉に与えないこととする場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(週休日の振替等)

第6条 教育職員勤務時間条例第3条において読み替えて準用する勤務時間条例第5条(以下この条において「条例第5条」という。)の教育委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする12週間後の日までの期間とする。

2 条例第5条の教育委員会規則で定める勤務時間は、おおむね4時間とする。

3 委員会は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下

「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(教育職員勤務時間第3条において準用する勤務時間条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- 4 委員会は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

(宿日直勤務)

第7条 教育職員勤務時間条例第5条において読み替えて準用する勤務時間条例第8条第1項の教育委員会規則で定める断続的な勤務は本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務とする。

- 2 委員会は、教育職員勤務時間条例第8条において準用する勤務時間条例第9条に規定する休日(以下単に「休日」という。)の正規の勤務時間(教育職員勤務時間条例第5条において準用する勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)において、職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第8条 委員会は、職員に前条第1項に規定する勤務を命じる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第9条 教育職員勤務時間条例第5条において読み替えて準用する勤務時間条例第8条第1項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、同項本文に規定する勤務を命じようとする時間帯に当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

- 2 教育職員勤務時間条例第5条において読み替えて準用する勤務時間条例第8条第2項

ただし書の教育委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合で育児短時間勤務職員等に同項本文に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(育児を行う職員の早出遅出勤務)

第10条 教育職員勤務時間条例第6条において読み替えて準用する勤務時間条例第8条の2第1項の教育委員会規則で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員を同法第6条の4第2項の規定による養育里親として、同法第27条第1項第3号の規定により当該職員に委託されている者とする。

2 職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ教育職員勤務時間条例第6条において準用する勤務時間条例第8条の2第1項の規定による請求（以下「早出遅出勤務の請求」という。）を行うものとする。

3 教育職員勤務時間条例第6条において読み替えて準用する勤務時間条例第8条の2第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設、同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定に基づく日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（その事業等を利用する者に限る。）を出迎えるため赴き、又は見送

るため赴く職員とする。

4 早出遅出勤務の請求があった場合においては、委員会は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、委員会は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

5 委員会は、早出遅出勤務の措置の実施に当たっては、当該早出遅出勤務の始業及び終業の時刻は、午前7時から午後10時までの間に設定するものとする。

6 委員会は、早出遅出勤務の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

7 早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

8 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

9 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第7項各号に掲げる事由が生じた旨を委員会に届け出なければならない。

10 第6項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第11条 教育職員勤務時間条例第7条において読み替えて準用する勤務時間条例第8条の3第1項の教育委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

2 職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに教育職員勤務時間条例第7条において準用する勤務時間条例第8条の3第1項の規定による請求（以下「深夜勤務の制限の請求」という。）を行うものとする。

3 深夜勤務の制限の請求があった場合においては、委員会は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、委員会は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

4 委員会は、深夜勤務の制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

5 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第1項各号に規定する者に該当することとなった場合

6 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務の制限の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

7 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第5項各号に掲げる事由が生じた旨を委員会に届け出なければならない。

8 第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第12条 職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに教育職員勤務時間条例第7条において準用する勤務時間条例第8条の3第2項又は第3項の規定による請求（以下「時間外勤務の制限の請求」という。）を行わなければならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 時間外勤務の制限の請求があった場合においては、委員会は、教育職員勤務時間条例第7条において準用する勤務時間条例第8条の3第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 委員会は、時間外勤務の制限の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、教育職員勤務時間条例第7条において準用する勤務時間条例第8条の3第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、

当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 委員会は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 委員会は、時間外勤務の制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

6 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

7 時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務の制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

(2) 当該請求に係る子が、教育職員勤務時間条例第5条において準用する勤務時間条例第8条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、教育職員勤務時間条例第5条において準用する勤務時間条例第8条の3第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合

8 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第6項各号に掲げる事由が生じた旨を委員会に届け出なければならない。

9 第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第13条 前3条の規定(第10条第1項, 第11条第1項及び第5項第4号並びに前条第7項第1号及び第2号を除く。)は, 教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において, 第10条第2項中「教育職員勤務時間条例第6条において準用する勤務時間条例第8条の2第1項」とあるのは「教育職員勤務時間条例第6条において準用する勤務時間条例第8条の2第2項」と, 同条第7項第1号及び第3号, 第11条第5項第1号及び第3号並びに前条第6項第1号及び第3号中「子」とあるのは「要介護者」と, 第10条第7項第2号, 第11条第5項第2号及び前条第6項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と, 同条第7項中「次の各号」とあるのは「前項各号」と読み替えるものとする。

(休日の特例)

第14条 教育職員勤務時間条例第8条において読み替えて準用する勤務時間条例第9条の教育委員会規則で定める日は, 週休日に当たる国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この条において「祝日法による休日」という。)の直後の正規の勤務日(当該勤務日が祝日法による休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下この条において「年末年始の休日」という。)に当たるときは, 当該祝日法による休日又は年末年始の休日の直後の正規の勤務日)とする。

(代休日の指定)

第15条 教育職員勤務時間条例第8条において準用する勤務時間条例第10条第1項の規定に基づく代休日の指定は, 勤務することを命じた休日を起算日とする12週間後の日までの期間内にあり, かつ, 当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務

時間が割り振られた勤務日等について行わなければならない。

2 委員会は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定の手続に関し必要な事項は、委員会が定める。

(年次有給休暇の日数)

第16条 教育職員勤務時間条例第8条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第1号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）又は育児短時間勤務職員等であって1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの（以下「同一勤務型職員」という。）
20日にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 再任用短時間勤務職員等又は育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のもの
155時間に教育職員勤務時間条例第3条において準用する勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日数に換算して得た日数

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項の規定による採用後の勤務が退

職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年度における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 教育職員勤務時間条例第8条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第2号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年度の中途において、新たに職員となった者（次号及び第3号に掲げる職員を除く。）その者の採用の月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年度の中途において、新潟市臨時教育職員に関する規則（ ）第 条に規定する職員（以下「22条職員」という。）から引き続き職員となった者 22条職員としての任用期間中における年次有給休暇の残日数

(3) 当該年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等（教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用短時間勤務職員等である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

4 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第3号の教育委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(2) 前号に掲げる法人のほか、委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

5 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第3号の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 当該年度の前年度において公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第3条第2項に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）であった者であって引き続き当該年度に職務に復帰したもの

(2) 当該年度の前年度において職員であった者であって引き続き当該年度に派遣職員となり引き続き職務に復帰したもの

(3) 当該年度の前年度において職員であった者であって引き続き当該年度に地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等になり引き続き再び職員となったもの

6 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第3号の教育委員会規則で定める日数は、20日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

7 第3項第3号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、委員会が別に定める日数とする。

第17条 1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）の変更がなされるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇

の日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数に、教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とする。ただし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合でこの条の規定により算定した年次有給休暇の日数が当該変更後の勤務形態を始める日の前日に有していた年次有給休暇の日数を下回るときは当該変更後の勤務形態を始める日の前日に有していた年次有給休暇の日数とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めた場合でこの条の規定により算定した年次有給休暇の日数が当該変更後の勤務形態を始める日の前日までに有していた年次有給休暇の日数を上回るときは当該変更後の勤務形態を始める日の前日に有していた年次有給休暇の日数とする。

- (1) 当該年度の初日に当該変更後の勤務形態を始めた場合 教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数
- (2) 当該年度の初日において再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員であった者が、当該年度の初日後に1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「同一型育児短時間勤務」という。）又は同一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不同一型育児短時間勤務」という。）を始める場合 20日（当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数が、当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を上回る場合は、20日から当該上回る日数を減じて得た日数）
- (3) 当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合（前号に掲げる場合を除く。） 第1号の日数（当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めた場合は、当該変更前の勤務形態を始めた日において前号又はこの号の規定により算定した日数）から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数が、

当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を上回る場合の当該上回る日数を減じて得た日数に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数がある場合はこれを四捨五入して得た日数）

ア 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が同一型育児短時間勤務を始める場合、同一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする同一型育児短時間勤務を始める場合、勤務時間の時間数が同一である再任用短時間勤務（以下この条において「同一型再任用短時間勤務」という。）をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする同一型再任用短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が同一型育児短時間勤務若しくは同一型短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。イにおいて同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

イ 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が不同一型育児短時間勤務を始める場合、同一型再任用短時間勤務以外の再任用短時間勤務（以下この条において「不同一型再任用短時間勤務」という。）をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不同一型再任用短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不同一型育児短時間勤務若しくは育児休業法17条の規定による短時間勤務のうち同一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

ウ 同一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不同一型育児短時間勤務を始める場合又は同一型再任用短時間勤務をしている職員が引き続いて不同一型再任用短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時

間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

エ 不同一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて同一型育児短時間勤務を始める場合又は不同一型再任用短時間勤務をしている職員が引き続いて同一型再任用短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(年次有給休暇の単位等)

第18条 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、1日又は1時間とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のものの年次有給休暇の単位は、1時間とする。

3 第1項本文の規定による半日を単位とする年次有給休暇は、2回をもって1日に、同項本文の規定による1時間を単位とする年次有給休暇は、8時間をもって1日に、4時間をもって半日に換算する。

4 第1項ただし書及び第2項の規定による1時間を単位とする年次有給休暇は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。

(1) 育児短時間勤務職員等(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態によって勤務する職員に限る。) 次に掲げる規定による勤務の形態の区分に応じ、それぞれ次に定める時間数

ア 育児休業法第10条第1項第1号 4時間

イ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 8時間

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等(前号に掲げる職員を除く。)で同一勤務型職員であるもの 勤務日ごとの勤務時間の時間数(1時間未満の端数が

あるときは、これを切り上げた時間数)

(3) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等(第1号に掲げる職員を除く。)で同一勤務型職員以外のもの 8時間

(療養休暇)

第19条 教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第13条の規定により取得できる療養休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる最小限度の期間とする。

2 療養休暇の単位は、1日又は1時間とする。

3 療養休暇の承認を受けた者が勤務できるまでにその健康を回復したときは、速やかに、勤務できる旨を証明した医師の診断書を添えて委員会に出勤を届け出なければならない。

(特別休暇)

第20条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として地方公共団体の議会、裁判所その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(3) 出産の場合 出産予定日以前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)に当たる日から産後8週間を経過するまでの期間

(4) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、

妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる期間

(5) 妊娠中の女性職員が通勤に交通機関を利用する場合で、その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる期間

(6) 妊娠に起因するつわり、浮腫、たんぱく尿、高血圧症、静脈瘤（りゅう）その他これらに類する症状により就業が著しく困難な場合 一の妊娠の期間内において、10日未満の範囲内でその都度必要とする期間

(7) 生理日の就業が著しく困難な場合 連続する2日以内で必要とする期間

(8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）（1日に割り振られた正規の勤務時間が4時間以内の場合は、1日1回30分以内の期間）

(9) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢（しょう）血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(10) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当

であると認められるとき 一の年度において5日の範囲内の期間

ア 地震，暴風雨，噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 障害者支援施設，特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障がいがある者又は負傷し，若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって委員会が定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか，身体上若しくは精神上の障がい，負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

エ 国，地方公共団体，地域コミュニティ協議会その他公益的活動を行う団体が主催し，後援し，又は協賛する事業を支援する活動

(1 1) 職員が結婚する場合で，結婚式，旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過するまでの間における原則として連続する5日の範囲内の期間

(1 2) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間における2日の範囲内の期間

(1 3) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において，当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が，これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(1 4) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含

む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(15) 教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護を行う職員が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(16) 職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

(17) 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後委員会が別に定める年数内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合1日の範囲内の期間

(18) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年の7月から9月までの期間(業務上やむを得ないと委員会が認める職員にあっては、委員会が別に定める期間)内における、原則として連続する5日の範囲内の期間

(19) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められるとき7日の範囲内の期間

(20) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(21) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(22) 勤続年数が20年又は30年となる職員が、心身のリフレッシュを図る場合 当該年数を満了する日の属する年度の翌年度において連続する3日の範囲内の期間

2 前項第3号に掲げる休暇について、産前又は産後の休暇を併せて2週間を超えない範囲内において延長することができる。

3 第1項第6号、第10号及び第12号から第15号までの規定による休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のものの当該休暇の単位は、1時間とする。

4 第1項の期間の計算については、同項第18号及び第22号に規定する場合を除き、その期間中に週休日、休日及び代休日を含むものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等の同項第6号、第10号から第15号まで及び第18号の特別休暇の期間は、次の各号に掲げる日数の範囲内の期間とする。この場合において、同項第6号及び第10号から第15号までの特別休暇の期間については、その期間中に週休日、休日及び代休日を含むものとする。

(1) 同一勤務型職員 5日（第1項第6号の特別休暇の期間については10日、同項第12号の特別休暇の期間については2日）にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

(2) 同一勤務型職員以外の職員 5日（第1項第6号の特別休暇の期間については10日、同項第12号の特別休暇の期間については2日）に7時間45分を乗じた時

間に教育職員勤務時間条例第3条において準用する勤務時間条例第2条第2項及び第3項の規定により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

6 第1項第6号、第10号及び第12号から第15号までの規定による特別休暇で1時間を単位とするものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 再任用短時間勤務職員等又は育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員であるものの勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間数）

(3) 再任用短時間勤務職員等又は育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のものの 8時間

(介護休暇)

第21条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第15条第1項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第2号から第5号までに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 父母の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。この項及び別表第2における「配偶者」について同じ。）

(3) 配偶者の父母の配偶者

(4) 子の配偶者

(5) 配偶者の子

2 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第15条第1項の教育委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

(介護時間)

第22条 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(組合休暇)

第23条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第16条第2項の規定に基づき教育委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる機関とする。

(1) 登録職員団体（新潟市職員の職員団体の登録に関する条例（昭和41年新潟市条例第42号）の定めるところにより新潟市人事委員会に登録された職員団体をいう。以下同じ。）の意思の決定を行う機関

(2) 登録職員団体の執行権限をもつ機関

(3) 登録職員団体の監査権限をもつ機関

(4) 登録職員団体の役員を選挙するための機関

(5) 専門委員会等、特定の事項について調査及び研究を行い、かつ、当該登録職員団体の諮問に応ずるための機関

(療養休暇及び特別休暇の承認)

第24条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第17条第1項の教育委員会規則で定める特別休暇は、第12条第1項第3号又は第7号に定める場合における休暇とする。

第25条 委員会は、療養休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第28条第1

項において同じ。)の請求について、教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第13条に規定する場合又は教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第1項各号(第3号及び第7号を除く。)に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

(介護休暇及び介護時間の承認)

第26条 委員会は、介護休暇又は介護時間の請求について、教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第15条第1項又は第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(年次有給休暇の請求)

第27条 年次有給休暇を得ようとする職員は、あらかじめ委員会に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合には、その理由を明らかにし、遅滞なく請求しなければならない。

(療養休暇及び特別休暇の請求等)

第28条 療養休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ委員会に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 第20条第1項第3号の規定による届出は、あらかじめ委員会に対し行わなければならない。

3 第20条第1項第3号に定める場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに委員会に届け出なければならない。

4 第20条第1項第7号に定める場合における休暇を取得しようとする女性職員は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第29条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ委員会に請求しなければならない。

- 2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間(教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第15条第1項に規定する指定期間をいう。)について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他委員会が定める場合には、委員会が定める期間)について一括して請求しなければならない。

(組合休暇の請求)

第30条 組合休暇の許可を受けようとする職員は、あらかじめ委員会に請求しなければならない。

- 2 第18条第2項の規定は、組合休暇について準用する。

(休暇の承認の決定等)

第31条 第27条の請求があった場合において、委員会は教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第3項の規定に基づき、請求された時季以外の時季に年次有給休暇を与える場合は、速やかに当該請求を行った職員に通知するものとする。

- 2 第28条第1項、第29条第1項又は前条第1項の請求があった場合においては、委員会は速やかに承認又は許可するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、第29条第1項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。
- 3 第28条、第29条第1項又は前条第1項の請求があった場合において、委員会はその事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(その他)

第 3 2 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の廃止)

2 新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 0 年新潟市教育委員会規則第 7 号）は、廃止する。

別表第 1（第 9 条関係）

採用の月	日数
4 月	2 0 日
5 月	1 8 日
6 月	1 7 日
7 月	1 5 日
8 月	1 3 日
9 月	1 2 日
1 0 月	1 0 日
1 1 月	8 日
1 2 月	7 日
1 月	5 日
2 月	3 日
3 月	1 日

別表第 2 (第 1 2 条関係)

親族	日数
配偶者	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日 (職員が代襲相続し, かつ, 祭具等の継承を受ける場合にあっては, 7 日)
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日 (職員が代襲相続し, かつ, 祭具等の継承を受ける場合にあっては, 7 日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては, 7 日)
子の配偶者又は配偶者の子	1 日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては, 5 日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては, 3 日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

議案第 3 1 号

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の制定について

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の制定について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の制定について

1 制定理由

権限移譲に伴い、新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例が制定されたことに伴い、その施行規則を定めるもの。

2 規則の主な内容

特殊業務手当の支給に係る各種基準を整備する。

3 施行日

平成 2 9 年 4 月 1 日

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例（平成 18 年新潟市条例第 8 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、教育職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員特殊業務手当)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の心身に著しい負担を与えるものとして教育委員会で定める程度とは、同項各号の業務ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第 3 条第 1 項第 1 号の業務 正規の勤務時間(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 28 年新潟市条例第 58 号）第 5 条に規定する正規の勤務時間をいう。以下この項において同じ。) 以外の時間又は条例第 3 条第 1 項第 3 号に規定する週休日等（以下「正規の勤務時間以外の時間等」という。）において 4 時間以上業務に従事すること。

(2) 条例第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の業務（泊を伴うものに限る。） その日において 7 時間 30 分以上（就寝時間等は含まない。）業務に従事すること。

(3) 条例第 3 条第 1 項第 3 号の業務（泊を伴うものを除く。） 業務に従事した時間が 7 時間 30 分以上であること。

(4) 条例第 3 条第 1 項第 4 号の業務 正規の勤務時間以外の時間等において引き続き 2 時間以上業務に従事すること。

(5) 条例第 3 条第 1 項第 5 号の業務 正規の勤務時間以外の時間等において 7 時間 3

0分以上業務に従事すること。

2 条例第3条第1項第3号の教育委員会で定める運動競技等は、次に掲げる要件に該当する運動競技等とする。

(1) 競技会等が国若しくは地方公共団体の開催するもの又は市、郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催するもの

(2) 競技会等への参加が学校教育活動として学校により直接計画され、かつ、実施されるもの

3 条例第3条第2項の別に教育委員会で定める程度とは、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が6時間以上（同条第1項第4号に掲げる業務については引き続き4時間以上6時間未満）であることとする。

4 条例第3条第2項の被害が特に甚大な非常災害で教育委員会で定めるものとは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置される災害とする。

5 条例第3条第2項の心身に著しい負担を与えるものとして教育委員会で認める業務は、学校の施設等に避難している児童生徒等の救援業務とする。

6 条例第3条第2項の特に心身に著しい負担を与えるものとして別に教育委員会で定める程度とは、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き6時間以上であることとする。

（多学年学級担当手当）

第3条 条例第4条第1項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭又は講師（以下この条において「教諭等」という。）とする。

(1) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない教諭等

(2) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1

週間につき12時間に満たない教諭等

(教育業務連絡指導手当)

第4条 条例第5条第1項の教育委員会規則で定めるものは、新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号)第24条、第24条の2、第24条の3、第52条の3、第54条、第54条の9及び第56条に規定する主任等で、次の各号に掲げる学校の区分に応じ当該各号に掲げる職務とする。

(1) 小学校

ア 教務主任

イ 3学級以上の学年に置かれる学年主任

ウ 6学級以上の学校に置かれる研究主任又は生活指導主任

(2) 中学校

ア 教務主任

イ 3学級以上の学年に置かれる学年主任

ウ 3学級以上の学校に置かれる生徒指導主事

エ 6学級以上の学校に置かれる研究主任又は進路指導主事

(3) 高等学校

ア 教務主任

イ 3学級以上の学年に置かれる学年主任

ウ 3学級以上の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任又は保健主事

(4) 中等教育学校

ア 教務主任

イ 3学級以上の学年に置かれる学年主任

ウ 3学級以上の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事又は学科主任

(5) 特別支援学校

ア 教務主任

イ 3学級以上の学年に置かれる学年主任

ウ 3学級以上の学校に置かれる生徒指導主事

エ 6学級以上の学校に置かれる研究主任又は進路指導主事

(併給禁止)

第5条 小学校又は中学校に勤務する職員で新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下この条において「給与条例」という。）第9条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、多学年学級担当手当は支給しない。

(実施に関し必要な事項)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

新潟市教育職員退職手当支給条例施行規則の制定について

新潟市教育職員退職手当支給条例施行規則の制定について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育職員退職手当支給条例施行規則の制定について

1 制定理由

権限移譲に伴い、新潟市教育職員退職手当支給条例が制定され、原則、市の退職手当支給条例の規定の例によることとされたが、教育職員の特例については、教育委員会規則で定めることとされた。

このため、その特例を定めるもの。

2 規則の主な内容

- (1) 教育職員に係る退職手当の調整額の区分を定める。
- (2) 退職手当の支給制限に関する通知書等における根拠条例の読み替え規定を設ける。

3 施行日

平成 2 9 年 4 月 1 日

新潟市教育職員退職手当支給条例施行規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育職員退職手当支給条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、新潟市教育職員退職手当支給条例(平成 28 年新潟市条例第 60 号)

第 3 条後段の規定に基づき、教育職員の退職手当の支給に関し、特例を定めるものとする。

(職員の区分の特例)

第 2 条 新潟市退職手当支給条例(昭和 28 年新潟市条例第 54 号)第 4 条の 10 に規定する退職手当の調整額を教育職員に適用する場合は、新潟市職員退職手当条例施行規則(昭和 25 年新潟市規則第 22 号)第 5 条の 7 の規定に関わらず、別表の区分に属していたものとする。

(様式の特例)

第 3 条 新潟市職員退職手当条例施行規則で定める様式中「新潟市職員退職手当支給条例」を「新潟市教育職員退職手当支給条例第 3 条の規定によりその例によることとされている新潟市職員退職手当支給条例」に、「新潟市職員退職手当支給条例施行規則」を「新潟市教育職員退職手当支給条例第 3 条の規定によりその例によりこととされている新潟市職員退職手当支給条例施行規則」に修正して用いるものとする。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

ア 平成 8 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間の基礎在職期間における職員の

区分についての表

<p>第2号区分</p>	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例」という。）の教育職給料表（二）又は平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校職員給与条例」という。）の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち新潟市教育委員会（以下「委員会」という。）の定めるもの</p> <p>(2) 平成14年1月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例（以下「平成14年1月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例」という。）の教育職給料表（三）又は平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち委員会の定めるもの</p>
<p>第3号区分</p>	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表（二）又は平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第2号区分の項第1号に掲げる者を除く。）のうち、委員会の定めるもの。</p> <p>(2) 平成14年1月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表（三）又は平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立</p>

	<p>学校職員給与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち委員会の定めるもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表（二）又は平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第2号区分の項第1号及び第3号区分の項第1号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 平成14年1月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表（三）又は平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p>
第5号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表（二）又は平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち委員会の定めるもの又は3級であつたもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表（三）又は平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち委員会の定めるもの又は3級であつたもの</p>
第6号区分	<p>平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料</p>

	表（二）又は平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもののうち委員会の定めるもの
第7号区分	<p>（1）平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表（二）又は平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもの（第6号区分の項に掲げる者を除く。）うち委員会の定めるもの又は2級であつたもの（第5号区分の項第1号に掲げる者を除く。）のうち委員会の定めるもの</p> <p>（2）平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表（三）又は平成8年4月以後平成18年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの（第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち委員会の定めるもの</p>
第8号区分	第2号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年4月1日から平成29年3月31日までの基礎在職期間における職員の区分についての表

第2号区分	<p>（1）平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後平成29年3月以前の一般職員給与条例」という。）の教育職給料表</p> <p>（二）又は平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間において適用されていた市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「平成</p>
-------	---

	<p>18年4月以後平成29年3月以前の市町村立学校職員給与条例」という。)の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち委員会の定めるもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表(三)又は平成18年4月以後平成29年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち委員会の定めるもの</p>
<p>第3号区分</p>	<p>(1) 平成18年4月以後平成29年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表(二)又は平成18年4月以後平成29年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(第2号区分の項第1号に掲げる者を除く。)のうち委員会の定めるもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表(三)又は平成18年4月以後平成29年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち委員会の定めるもの</p>
<p>第4号区分</p>	<p>(1) 平成18年4月以後平成29年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表(二)又は平成18年4月以後平成29年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(第2号区分の項第1号及び第3号区分の項第1号に掲げる者を除く。)</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表(三)又は平成18年4月以後平成29年3月以前の市町村</p>

	立学校職員給与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。）
第5号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成29年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表（二）又は平成18年4月以後平成29年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち委員会の定めるもの又は特2級若しくは3級であつたもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表（三）又は平成18年4月以後平成29年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち委員会の定めるもの又は特2級若しくは3級であつたもの</p>
第6号区分	平成18年4月以後平成29年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表（二）又は平成18年4月以後平成29年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもののうち委員会の定めるもの
第7号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成29年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表（二）又は平成18年4月以後平成29年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもの（第6号区分の項に掲げる者を除く。）のうち委員会の定めるもの又は2級であつたもの（第5号区分の項第1号に掲げる者を除く。）のうち委員会の定めるもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の一般職員給与条例の教育</p>

	職給料表(三)又は平成18年4月以後平成29年3月以前の市町村立学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの(第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち委員会の定めるもの
第8号区分	第2号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

ウ 平成29年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第3号区分	新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号。以下「教育職員給与条例」という)の教育職俸給表(1)又は教育職俸給表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち委員会の定めるもの
第4号区分	教育職員給与条例の教育職俸給表(1)又は教育職俸給表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(第3号区分の項に掲げる者を除く。)
第5号区分	教育職員給与条例の教育職俸給表(1)又は教育職俸給表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち委員会の定めるもの又は特2級若しくは3級であつたもの
第6号区分	教育職員給与条例の教育職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもののうち委員会の定めるもの
第7号区分	教育職員給与条例の教育職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもの(第6号区分に掲げる者を除く。)のうち委員会の定めるもの又は2級であつたもの(第5号区分の項に掲げる者を除く。)のうち委員会の定めるもの

第 8 号区分	第 3 号区分から第 7 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこと となる者
---------	--

議案第 33 号

新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則の制定について

新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則の制定について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 29 年 3 月 15 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則の制定について

1 制定理由

県費負担教職員から、市の俸給表適用職員となるに際し、原則、直近上位の号俸に切り替えることとしている。

この切替えにおける勤務条件の変更の場合等の取り扱いを定めるもの

2 規則の主な内容

(1) 以下のような場合についての取り扱いを定める

調整の対象	調整方法
切替日前に人事交流等で市給与条例が適用されている特定教職員	平成 29 年 3 月 31 日に、県給与条例が適用されていたならば得られる級・号給を基に、切替を行う
再任用職員である特定教職員	再任用職員として切替を行う
休職、派遣、組合専従中の特定職員	切替日に復帰した場合の級号給を基に切替を行う
切替日前に昇任・降格等を行った特定職員	切替日に昇任・降格した場合に得られる級・号給を基に切替を行う
市町村立学校から国家公務員等になった後に、特定教職員となった場合	市町村立学校で継続して勤務していたならば得られた級・号給を基に切替を行う

(2) 切替後に、県の給料額よりも下がった場合に現給保障を行うが、その現給を次のとおりとする

対象	保障する現給
切替日に俸給表を異動した特定教職員等	切替日の前日に俸給表を異動した場合の額
切替日に降格・降号した特定教職員	切替日の前日に降格・降号した場合の額
切替日に休職等に入った特定教職員	切替日の前日に当該休職等で控除される額
切替日に短時間勤務職員となった特定教職員	切替日の前日に、短時間職員であった場合の額
切替日に再任用職員となった特定教職員	切替日の前日に再任職員であった場合の額

3 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例（平成28年新潟市条例第59号。以下「切替条例」という。）第4条、第5条及び第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(切替条例第4条に定める調整)

第2条 切替条例第4条で定める調整は、以下の区分に応じ、当該各号による級及び号俸等とする。

(1) 県給与条例の適用をかつて受けていて、人事交流等により異動又は退職（以下「異動等」という。）し、切替日の前日以前に新潟市給与条例の適用を受けている特定教職員 当該職員が、当該異動等がなく継続して県給与条例の適用を受けていたものとして当該異動等の直前に受けていた号給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和32年新潟県人事委員会規則6-45号。以下「県初任給規則」という。）の規定を適用して再計算した場合に切替日の前日に受けることとなる級及び号給に基づき、切替条例第2条及び第3条の規定により切り替えて得られる級及び号俸

(2) 切替日の前日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4の適用を受けている職員（以下「再任用職員」という。）で、切替日以降も再任用職員となっている特定教職員 切替条例第3条の規定に関わらず、第2条の規定より切り替えられた俸給表及び級の再任用の欄の俸給

(3) 切替日の前日に、休職にされ、派遣職員として派遣され、地方公務員法第55条の2第1項ただし書きに規定する許可を受けていた若しくは休暇のため引き続き勤務しなかった特定教職員 切替日に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合において調整を行ったものとして得られる号給に基づき、切替条例第2条及び第3条の規定により切り替えて得られる級及び号俸

(4) 切替日において降格又は降号した特定教職員 切替日の前日に当該降格又は降号が行われたとしたならば得られる級又は号給に基づき、切替条例第2条及び第3条の規定により切り替えて得られる級及び号俸

(切替条例第5条に定める調整)

第3条 切替条例第5条で定める調整は、以下の区分に応じ、当該各号に定める調整とする。

(1) 切替日前に職務の級を異にして異動した特定教職員 その者が切替日において職務の級を異にする異動等を行った場合に得られる号給を基に切替条例第2条及び第3条の規定により切り替えて得られる級及び号俸の範囲内

(2) 県給与条例の適用を受けていた職員のうち、異動等をし、引き続いて国家公務員等となり、かつ、国家公務員等として引き続き在職した後、市給与条例又は教育職員給与条例の適用を受けることとなった特定教職員 県初任給規則の規定により、当該異動等がなく継続して職員であったものとして、当該異動等の直前に受けていた号給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ県初任給規則の規定を適用して再計算した場合に、その者が再び県給与条例の適用を受ける職員となった日に受けることとなる号俸を超えない範囲内（この場合において、その者が当該異動等の直前に適用されていた俸給表と異なる俸給表を適用される職員となったときは、当該異動等の直前に再び職員となった日に適用を受ける俸給表への異動があったものとして取り扱うものとする。）

(経過措置額の基準の特例)

第4条 切替条例第6条の適用に際し、次に掲げる職員の切替日の前日の属する月に受けていた給料月額を、当該各号に定める額とする。

- (1) 切替日に俸給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動を行った特定教職員
切替日の前日に当該異動があったものとした場合に県初任給規則の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 切替日に降格又は降号した特定教職員 切替日の前日に当該降格又は降号があったものとした場合に、県初任給規則の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日に休職等に入り、俸給月額が控除される特定教職員 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に県初任給規則等の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額から、県給与条例の例により当該休職等の場合における控除額を控除した額
- (4) 切替日に育児短時間勤務を始めた特定教職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）第16条の規定により読み替えられたその者の勤務時間を正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この号において同じ。）
- (5) 切替日に再任用異動をした特定教職員 県給与条例給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日にその者が属する職務の級に応じた切替条例別表の第3欄及び第4欄に規定する俸給表及び職務の級に応じた当該別表第1欄及び第2欄に規定する俸給表及び職務の級に掲げる再任用職員の額（当該再任用異動後に地方公務員法第28条の4に規定する短時間勤務を行う職員については、当該額に、規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(この規則により難い場合の措置)

第5条 切替後の俸給表，級，号俸の適用及び給料の切替に伴う経過措置について，この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは，教育委員会は別段の取り扱いを定めることができる。

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

新潟市臨時教育職員に関する規則の制定について

新潟市臨時教育職員に関する規則の制定について，次のとおりとしたいため議決を求め
る。

平成 29 年 3 月 15 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市臨時教育職員に関する規則の制定について

1 制定理由

臨時教育職員の給与その他の勤務条件について定めるもの

2 規則の主な内容

(1) 臨時教育職員の定義

- ① 常勤講師 地方公務員法第 22 条等による臨時的に任用される教育職員
- ② 非常勤教育職員 期間を定めて日々任用される教育職員
- ③ 臨時教育職員 常勤講師及び非常勤講師

(2) 任用期間

- ① 常勤講師 原則 6 月（1 回に限り 6 月の延長可能）
- ② 非常勤講師 1 年以内

(3) 休暇

年次有給休暇の付与

忌引き，夏季休暇等の有給の特別休暇の付与

出産，公務災害等の無給の特別休暇の付与

(4) 給与

① 常勤講師

給料 正規職員に準じて計算された額

手当 通勤手当，義務教育等教員特別手当，定時制教育手当，特殊勤務手
当

期末・勤勉手当，住居手当，地域手当等の支給

② 非常勤講師

報酬 日額，時間額又は単位時間額

3 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

新潟市臨時教育職員に関する規則をここに公布する。

平成29年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市臨時教育職員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めのあるもののほか、臨時教育職員の給与その他の勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 常勤講師 次に掲げる法律の規定により臨時的に任用される教育職員で、その勤務時間が新潟市職員定数条例（昭和25年新潟市条例第16号）第2条に規定する職員（以下「定数内職員」という。）の例により勤務する者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条第2項

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第6条第1項

ウ 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号。以下「産休法」という。）第3条第1項

(2) 非常勤講師 期間を定めて日々任用される教育職員で、その勤務時間が1日7時間45分以内の者をいう。

(3) 臨時教育職員 常勤講師及び非常勤講師をいう。

(任用期間)

第3条 臨時教育職員の任用期間については、次に定めるところによる。

(1) 常勤講師

ア 地公法第22条第2項の規定により任用する常勤講師 6月の範囲内で必要と認める期間。ただし、任用期間満了後、引き続き任用する必要がある場合は、1回に限り、6月の範囲内で任用期間を更新することができる。

イ 育休法第6条第1項の規定により任用する常勤講師 当該育児休業の承認期間の範囲内で必要と認める期間。ただし、1年を超えて任用することはできない。

ウ 産休法第3条第1項の規定により任用する常勤講師 当該産前産後休暇の期間

(2) 非常勤講師 1年以内

2 臨時教育職員は所定の任用期間の満了により身分を失うものとする。

(臨時教育職員の休暇)

第4条 臨時教育職員に別表第1に定める年次有給休暇を付与する。

2 臨時教育職員の年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間（1日当たりの勤務時間が7時間45分に満たない者については、1日又は1時間）とする。

3 半日を単位とする年次有給休暇は、2回をもって1日に、1時間を単位とする年次有給休暇は、8時間（1日当たりの勤務時間が7時間45分に満たない者であって1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの（以下「同一勤務型臨時職員」という。）にあってはその者の勤務日の1日当たりの勤務時間数（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて得た時間数）、同一勤務型臨時職員以外の者にあっては1日当たりの平均勤務時間数（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて得た時間数）をもって1日に、4時間をもって半日とする。

4 臨時教育職員（第4号にあっては6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限り、第5号から第7号までにあつては常勤講師に限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる期間の有給

の特別休暇を付与する。

- (1) 臨時教育職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 臨時教育職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として地方公共団体の議会、裁判所その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (4) 臨時教育職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、臨時教育職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (5) 臨時教育職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、原則として連続する5日の範囲内の期間
- (6) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する臨時教育職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任用期間内において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (7) 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護を行う臨時教育職員が、当該介護を行うため勤務しないこ

とが相当であると認められる場合 任用期間内において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

5 臨時教育職員（第5号にあっては、6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる期間の無給の特別休暇を付与する。

（1） 出産の場合 出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）に当たる日から産後8週間を経過するまでの期間

（2） 生後1年に達しない子を育てる臨時教育職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

（3） 生理日の就業が著しく困難な場合 連続する2日以内で必要とする期間

（4） 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合 医師の証明により必要と認められる期間

（5） 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病以外の負傷又は疾病の場合 別表第3の左欄に掲げる臨時教育職員の区分の同表の中欄に掲げる所定勤務日数に応じ、同表の右欄に定める日数の範囲内の期間

（6） 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢（しょう）血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

（給料）

第5条 常勤講師の給料は、月額とし、その額は、定数内職員に準じて計算された額とする。

- 2 前項の計算された額には，調整額及び教職調整額を含むものとする。
- 3 非常勤講師の報酬は，日額，時間額又は単位時間額とし，勤務時間その他勤務条件等を考慮して教育委員会が別に定める。

(手当)

第6条 常勤講師には，義務教育等教員特別手当，定時制教育手当及び特殊勤務手当を支給する。

- 2 前項の手当の額は，定数内職員の例に準じて教育委員会が定める額とする。
- 3 臨時教育職員のうち教育委員会が必要と認める者には，通勤手当，期末手当，勤勉手当，住居手当，地域手当及び初任給調整手当を支給することができる。

(給与の支給方法及び支給日)

第7条 常勤講師の給与は，定数内職員の支給方法及び支給日の例により支給することとし，非常勤講師の報酬は，毎月分をその翌月の14日（教育委員会が別に指定をする者にあつては別に定める日）に支給する。

(勤務1時間当たりの給料額)

第8条 常勤講師の勤務1時間当たりの給料額は，定数内職員の例により計算された額とする。

- 2 非常勤講師のうち報酬が日額で定められている者の勤務1時間当たりの報酬額は，その報酬日額をその者の1日における正規の勤務時間で除して得た額とする。この場合において，当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て，50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(給料等の減額等)

第9条 第4条に規定する休暇のうち有給の休暇の承認があつた場合のほか，臨時教育職員が勤務しないときは，常勤講師にあつては定数内職員の例により算出した額を，非常勤講師にあつては，報酬が日額で定められている者については前条第2項の規定による勤務1時間当たりの報酬額を基準として算出した額を，報酬が時間額で定められている

者については当該時間額を基準として算出した額を支給する。

(旅費)

第10条 臨時教育職員には、定数内職員の例により旅費を支給する。

(服務)

第11条 臨時教育職員の服務については、新潟市立学校管理運営に関する規則を準用する。

(任用期間満了前の解雇)

第12条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合は、任用期間の満了の前であってもこれを解雇できる。

- (1) 解雇を願い出たとき。
- (2) 身体又は精神の故障により職務の遂行に堪えないと認められたとき。
- (3) 正当な事由なくして勤務しないとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (5) 刑事事件に関し、起訴されたとき。
- (6) やむを得ない事由により、職務の継続が不可能となったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、勤務させることが不適當と認められるとき。

(懲戒)

第13条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として、これを解雇できる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 職務の内外を問わず、教育職員として信用を失うべき行為のあったとき。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は別に教育委員会が定める。

別表第1（第4条 関係）

週所定 勤務日 数	年所定勤務日数	任用期間						
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	6月を超える期 間
5日	217日以上	1日	1日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	169日から216日 まで	—	—	—	—	—	—	7日
3日	121日から168日 まで	—	—	—	—	—	—	5日
2日	73日から120日ま で	—	—	—	—	—	—	3日
1日	48日から72日ま で	—	—	—	—	—	—	1日

別表第2（第4条 関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（臨時教育職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあつては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日

おじ又はおば	1日（臨時教育職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあつては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（臨時教育職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（臨時教育職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（臨時教育職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

別表第3（第4条 関係）

区分	所定勤務日数	日数
1週間の所定勤務日数が定められている臨時教育職員	1週間につき5日以上	10日
	1週間につき4日	7日
	1週間につき3日	5日
	1週間につき2日	3日
	1週間につき1日	1日
週以外の期間によって所定勤務日数が定められている臨時教育職員	1年間につき217日以上	10日
	1年間につき169日から216日まで	7日
	1年間につき121日から168日まで	5日
	1年間につき73日から120日まで	3日

	1年間につき48日から72日まで	1日
--	------------------	----

議案第 35 号

新潟市学校事務共同実施に関する規則の制定について

新潟市学校事務共同実施組織に関する規則の制定について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 29 年 3 月 15 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市学校事務共同実施に関する規則の制定について

1 制定理由

市内の学校における事務処理及び学校運営を支援するための学校事務共同実施に関し必要な事項を定めるもの。

2 規則の主な内容

- (1) 共同実施を行う範囲として、地域学校グループを定める。
- (2) 地域学校グループに属する学校の事務を総括するため、地域学校事務支援グループを定める。
- (3) 地域学校グループにグループ長を設け、教育委員会が指名する。
- (4) 地域学校事務支援グループのグループ長は、総括事務主幹をもって充てる。
- (5) 地域学校グループの学校事務職員及び地域学校事務支援グループ長は、それぞれの組織内の学校の事務職員を兼務する。

3 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

新潟市学校事務共同実施に関する規則をここに公布する。

平成29年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市学校事務共同実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市立学校における事務処理及び学校運営を支援するため、新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）第25条の3に定める事務職員が事務の特例として行う学校事務共同実施（新潟市内の複数の学校の事務職員が共同で複数の学校の事務を処理することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同実施の範囲)

第2条 学校事務共同実施を行うため、地域の学校で構成する地域学校グループを定める。

2 地域学校グループに属する学校の事務を統括し、当該事務に対する指導及び助言を行うため、地域学校事務支援グループを定める。

3 地域学校グループ及び地域学校事務支援グループの構成は、別表に定めるところによる。

(地域学校グループ)

第3条 地域学校グループに属する学校の事務職員は、当該グループに属する自校以外の学校の事務を行うことができるものとする。

2 地域学校グループにグループ長を置き、グループ長は、グループ内の学校を統括し、グループ内の学校の事務職員を指導する。

3 グループ長は、そのグループ内の学校の事務職員の中から、教育委員会が指名する。

(地域学校事務支援グループ)

第4条 地域学校事務支援グループにグループ長を置き、総括事務主幹をもって充てる。

2 地域学校事務支援グループの長は、当該グループに属する自校以外の学校の事務を行うことができるものとする。

(職員の兼務)

第5条 次の各号に掲げる職員は、辞令を用いることなく、それぞれ当該各号に定める学校において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

(1) 別表に掲げる地域学校事務支援グループの総括事務主幹 当該地域学校事務支援グループを構成する学校

(2) 別表に掲げる地域学校グループに属する学校の事務職員 当該グループと同一のグループに属する学校

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、学校事務共同実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

地域学校事務支援グループ	地域学校グループ	所属校
東地域学校事務支援グループ	北第1グループ	松浜小学校, 南浜小学校, 太夫浜小学校, 濁川小学校, 木崎小学校, 笹山小学校, 松浜中学校, 南浜中学校, 濁川中学校, 木崎中学校
	北第2グループ	太田小学校, 葛塚東小学校, 岡方第一小学校, 岡方第二小学校, 早通南小学校, 葛塚小学校, 豊栄南小学校, 葛塚中学校, 岡方中学校, 早通中学校, 光晴中学校
	東・中央第1	大形小学校, 木戸小学校, 沼垂小学校, 笹口小学校, 牡

	グループ	丹山小学校，竹尾小学校，東新潟中学校，大形中学校，木戸中学校
	東・中央第2グループ	山の下小学校，桃山小学校，東山の下小学校，下山小学校，山の下中学校，藤見中学校，下山中学校，東特別支援学校
	東・中央第3グループ	中野山小学校，江南小学校，東中野山小学校，南中野山小学校，山潟小学校，桜が丘小学校，石山中学校，東石山中学校，山潟中学校，高志中等教育学校（事務長を除く。）
中央地域学校事務支援グループ	中央第1グループ	浜浦小学校，関屋小学校，鏡淵小学校，白山小学校，新潟小学校，日和山小学校，有明台小学校，関屋中学校，白新中学校，寄居中学校，新潟柳都中学校，明鏡高等学校（事務長を除く。），万代高等学校（事務長を除く。）
	中央第2グループ	上所小学校，女池小学校，紫竹山小学校，鳥屋野小学校，上山小学校，万代長嶺小学校，南万代小学校，鳥屋野中学校，上山中学校，宮浦中学校
	江南第1グループ	丸山小学校，大淵小学校，横越小学校，亀田小学校，亀田東小学校，大江山中学校，横越中学校，亀田中学校
	江南第2グループ	曾野木小学校，東曾野木小学校，両川小学校，早通小学校，亀田西小学校，曾野木中学校，両川中学校，亀田西中学校
	秋葉第1グループ	新津第一小学校，新津第三小学校，結小学校，荻川小学校，小合東小学校，小合小学校，新津第一中学校，新津第二中学校，小合中学校

	秋葉第2グループ	新津第二小学校, 金津小学校, 阿賀小学校, 新関小学校, 小須戸小学校, 矢代田小学校, 新津第五中学校, 金津中学校, 小須戸中学校
西地域学校事務 支援グループ	南第1グループ	新飯田小学校, 茨曾根小学校, 庄瀬小学校, 小林小学校, 白根小学校, 月瀉小学校, 白南中学校, 白根第一中学校, 月瀉中学校
	南第2グループ	臼井小学校, 大鷲小学校, 根岸小学校, 大通小学校, 味方小学校, 臼井中学校, 白根北中学校, 味方中学校
	西第1グループ	新通小学校, 真砂小学校, 五十嵐小学校, 坂井輪小学校, 坂井東小学校, 坂井輪中学校, 五十嵐中学校, 小新中学校
	西第2グループ	内野小学校, 希望が丘分校, 西内野小学校, 木山小学校, 赤塚小学校, 小瀬小学校, 笠木小学校, 内野中学校, 赤塚中学校, 中野小屋中学校
	西第3グループ	小針小学校, 青山小学校, 東青山小学校, 大野小学校, 黒埼南小学校, 山田小学校, 立仏小学校, 小針中学校, 黒埼中学校
	西蒲第1グループ	岩室小学校, 和納小学校, 中之口東小学校, 中之口西小学校, 巻南小学校, 漆山小学校, 岩室中学校, 中之口中学校, 巻東中学校, 西特別支援学校
	西蒲第2グループ	曾根小学校, 鎧郷小学校, 升瀉小学校, 越前小学校, 松野尾小学校, 巻北小学校, 瀉東小学校, 西川中学校, 巻西中学校, 瀉東中学校

議案第 36 号

県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則の制定について

県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則の制定について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 29 年 3 月 15 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則の制定について

1 制定理由

権限移譲に伴い、教育委員会規則の関係部分を整備する。

2 規則の主な内容

	改正する規則	改正の主な内容
1	新潟市立学校管理運営に関する規則	「県費負担教職員」等の規定の削除 サービス等に関する表現を新潟市の表現に統一
2	新潟市立万代高等学校学則	「県教育委員会」等の表現の削除
3	新潟市立幼稚園園則	「県教育委員会」等の表現の削除
4	新潟市教育委員会職員の職名等に関する規則	市費教員に限定されていた教職員の職名を 全ての教職員に拡大
5	新潟市立明鏡高等学校学則	「県教育委員会」等の表現の削除
6	新潟市個人情報保護条例施行規則	学校管理運営規則の変更に伴う引用条項の 整理
7	新潟市教職員表彰規則	「県費負担教職員」の規定の削除 「教職員課」を「学校人事課」に変更
8	新潟市支援を要する教職員に関する規則	「県費負担教職員」の規定の削除 「教職員課」を「学校人事課」に変更

3 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成29年3月 日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第 号

県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則

(新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号)

の一部を次のように改正する。

第2条中第2項、第3項及び第5項を削り、第4項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 この規則で「職員」とは、新潟市職員定数条例(昭和25年新潟市条例第16号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、新潟市臨時教育職員に関する規則(平成29年新潟市教育委員会規則第 号)が適用される職員及び新潟市臨時職員に関する規則(平成6年新潟市規則第23号)第2条第1号が適用される職員のうち新潟市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園に勤務するものをいう。

第3条を次のように改める。

(課程、学科)

第3条 高等学校及び中等教育学校の後期課程の課程、学科は、委員会が別に定めるところによる。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第1項中「学校」を「小学校及び中学校（以下この章において「学校」という。）」に、第3項中「校長」を「小学校長及び中学校長（以下この章において「校長」という。）」に改める。

第11条の見出しを「（対外行事）」に改め、同条第1項中「対外運動競技」を「文化、体育関係の対外行事」に改める。

第22条中「主幹教諭」の次に「，指導教諭」を加え、第3項及び第4項を削る。

第23条の2の次に次の1条を加える。

（指導教諭）

第23条の3 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第24条第1項中「小学校及び中学校」を「学校」に改め、第7項中「次項」を「次項及び第9項」に、「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、第8項中「学校の」の次に「指導教諭，」を加え、同項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 研究主任及び司書教諭は、当該学校の主幹教諭，指導教諭又は教諭の中から、委員会の承認を得て、校長が命ずる。

第24条の2第2項中「校長」を「小学校長」に改める。

第24条の3第2項及び第3項中「校長」を「中学校長」に改める。

第25条の2第2項中「県費職員にあつては、栄養主査及び学校栄養職員」を「主任，主査，副主査及び栄養士」と改める。

第25条の3第1項中「事務に従事する」を「事務をつかさどる」に改め、同条第2項中「県費職員にあつては，」を削り，「，主査，主任」を「，主任，主査，副主査」に改め、同条第3項を削る。

第25条の4第1項中「小学校及び中学校には」を「学校に」に、第4項中「主査及び主任」を「主任及び主査」に改める。

第26条の4を削る。

第 27 条を次のように改める。

第 27 条 削除

第 30 条から第 33 条を次のように改める。

(年次有給休暇及び特別休暇等)

第 30 条 職員が新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年新潟市条例第 2 号。以下「職員勤務時間条例」という。）第 12 条（新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 28 年新潟市条例第 58 号。以下「教育職員勤務時間条例」という。）第 9 条において準用する場合を含む。）に規定する年次有給休暇を得ようとするときは、校長にあつては委員会に、その他の職員にあつては校長に請求しなければならない。

2 職員が職員勤務時間条例第 14 条（教育職員勤務時間条例第 9 条で準用する場合を含む。）に規定する特別休暇を得ようとするときは、校長にあつては委員会の、その他の職員にあつては校長の承認を得なければならない。

3 職員が組合休暇を得ようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

(療養休暇)

第 31 条 職員が、職員勤務時間条例第 13 条（教育職員勤務時間条例第 6 条において準用する場合を含む。）に規定する療養休暇を得ようとするときは、医師の診断書を付し、委員会の承認を得なければならない。

(介護休暇)

第 32 条 職員が、職員勤務時間条例第 15 条（教育職員勤務時間条例第 6 条で準用する場合を含む。）に規定する介護休暇を得ようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

(履歴書の提出)

第 33 条 新たに職員に採用された者（異動等により学校に勤務することとなった者を除く。）は、速やかに委員会に履歴書を提出しなければならない。

2 前項の履歴書には、学校の卒業証明書又はこれに準ずる証明書を添えなければならない。

3 職員は、第1項の履歴書を提出した後、又は異動等により学校に勤務することとなった後、氏名、住所、学歴、資格等の履歴事項に異動を生じたときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

4 前項の届出のうち、学歴及び資格に関する異動については、その事実を証明する書類を添えなければならない。

第35条第2項中「新潟市長」を「人事委員会」に改める。

第42条第2項中「校長」を「高等学校長（以下この章において「校長」という。）」に改める。

第43条第1項第5号中「新潟県公立高等学校等入学者選抜の学力検査」を「新潟市立高等学校入学者選抜学力検査」に、第2項中「その学校」を「高等学校」に、「学則」を「当該高等学校の学則」に改める。

第43条の2第1項中「，県委員会」を削る。

第46条の見出しを「(対外行事)」に改め、同条中「対外運動競技」を「文化，体育関係等の対外行事」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(伝染病による出席停止)

第46条の2 校長は伝染病にかかり、又はそのおそれのある生徒があるときは、生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により出席停止を命じた場合は、その旨を委員会に報告しなければならない。

第47条中「校長および教員」を「校長及び教員」に改める。

第51条第1項中「学校」を「高等学校」に改め、同条第3項を削る。

第54条中「，第12条の2，第13条第1項，同条第4項」を「，第13条第1項，第3項及び第4項」に、「第27条まで及び」を「第26条の3まで並びに」に改める。

第54条の6第2項中「校長」を「中等教育学校長（以下この章において「校長」という。）」に改める。

第54条の8第1項中「主幹教諭」の次に「，指導教諭」を加え，第3項を削る。

第54条の9第1項中「，第12条の2」を削り，同条第2項中「第8条」の次に「，第12条の2」を，同条第3項中「第43条の2」の次に「及び第46条の2」を加える。

第55条の3第1項中「主幹教諭」の次に「，指導教諭」を加える。

第56条中「，同条第2項」を「及び第2項」に，「第24条及び」を「第24条，第24条の2並びに」に改める。

第58条第1項中「，県委員会」を削る。

第59条中第4項を削る。

第63条中「第6条第1項，同条第2項」を「第6条第1項及び第2項」に，「第13条第1項，同条第4項」を「第13条第1項，第3項及び第4項」に，「第40条まで及び」を「第40条まで並びに」に改める。

附則第3項第2号を削る。

（新潟市立万代高等学校学則の一部改正）

第2条 新潟市立万代高等学校学則（昭和34年新潟市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第8号中「新潟県公立高等学校等入学者選抜の学力検査」を「新潟市立高等学校入学者選抜学力検査」に改める。

第8条中「並びに新潟県教育委員会」を削る。

（新潟市立幼稚園園則の一部改正）

第3条 新潟市立幼稚園園則（昭和34年新潟市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「，新潟県教育委員会」を削る。

(新潟市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正)

第4条 新潟市教育委員会職員の職名等に関する規則(昭和51年新潟市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「市費支弁の」を削り、「教員」を「教職員」に改め、第4条中「市費支弁の」を削り、「の教員及び幼稚園」を「及び幼稚園の教員」に改め、同条の表中「養護教諭」の次に「, 栄養教諭」を加え、本則を本則第1項とし、本則に次の1項を加える。

2 新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号)第25条の2第2項及び第25条の3第2項に規定する職に充てられた職員の職名は、その職の名称とする。

(新潟市立明鏡高等学校学則の一部改正)

第5条 新潟市立明鏡高等学校学則(平成9年新潟市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第9号中「新潟県公立高等学校等入学者選抜の学力検査」を「新潟市立高等学校入学者選抜学力検査」に改める。

第8条中「並びに新潟県教育委員会」を削る。

(新潟市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟市個人情報保護条例施行規則(平成13年新潟市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号)第2条第3項に規定する学校の長」を「新潟市が設置する幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校及び特別支援学校の長」に改める。

(新潟市教職員表彰規則の一部改正)

第7条 新潟市教職員表彰規則(平成19年新潟市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する教職員並びに新潟市職員定数条例(昭和25年新潟市条例第16号)第1条の2に規定する職員をいう。以下同じ。)」を削る。

第7条第3項中「教職員課長」を「学校人事課長」に、同条第10項中「教職員課」を「学校人事課」に改める。

(新潟市支援を要する教職員に関する規則の一部改正)

第8条 新潟市支援を要する教職員に関する規則(平成20年新潟市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市支援を要する教育職員に関する規則

第1条中「第25条の2」を「第25条」に、「新潟市立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する教諭、養護教諭及び栄養教諭並びに新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例(昭和34年新潟市条例第17号)の適用を受ける教諭、養護教諭及び実習助手」を「新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)の適用を受ける教育職員(教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手に限る。以下同じ。)」に、「教職員」を「教育職員」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「教職員」を「教育職員」に改め、同項第3号中「学校又は幼稚園」を「幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」に改め、同条第2項及び第3項中「教職員」を「教育職員」に改める。

第3条中「教職員課管理主事」を「学校人事課管理主事」に、「教職員」を「教育職員」に改める。

第5条第3項中「指導が不適切な教職員に関する委員会」を「指導が不適切な教育職員に関する委員会」に改める。

第6条第2項、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条(見出しを含む。)、第1

0条から第12条まで並びに第16条第4項の規定中「教職員」を「教育職員」に改める。

第17条中「教職員課」を「学校人事課」に改める。

第19条中「教職員」を「教育職員」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年教育委員会規則第1号)新旧対照表(第1条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>○新潟市立学校管理運営に関する規則 昭和33年5月9日教育委員会規則第1号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 小学校及び中学校</p> <p>第1節 学年, 学期及び休業日(第6条・第7条)</p> <p>第2節 教育課程及び生徒指導等(第8条—第15条)</p> <p>第3節 教材の取扱い(第16条—第19条)</p> <p>第4節 入学期日, 転学期日, 卒業期日等(第20条—第21条)</p> <p>第5節 職員の編制等(第22条—第26条の3)</p> <p>第6節 職員の服務(第27条—第37条)</p> <p>第7節 指導要録及び表簿(第38条・第39条)</p> <p>第3章 高等学校(第40条—第54条)</p> <p>第3章の2 中等教育学校(第54条の2—第54条の9)</p> <p>第4章 特別支援学校(第55条—第56条)</p> <p>第5章 幼稚園(第57条—第63条)</p> <p>第6章 雑則(第64条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は, 新潟市立学校に関して, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条に規定する学校の管理運営の基本的事項を定め, 円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。</p>	<p>○新潟市立学校管理運営に関する規則 昭和33年5月9日教育委員会規則第1号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 小学校及び中学校</p> <p>第1節 学年, 学期及び休業日(第6条・第7条)</p> <p>第2節 教育課程及び生徒指導等(第8条—第15条)</p> <p>第3節 教材の取扱い(第16条—第19条)</p> <p>第4節 入学期日, 転学期日, 卒業期日等(第20条—第21条)</p> <p>第5節 職員の編制等(第22条—第26条の3)</p> <p>第6節 職員の服務(第27条—第37条)</p> <p>第7節 指導要録及び表簿(第38条・第39条)</p> <p>第3章 高等学校(第40条—第54条)</p> <p>第3章の2 中等教育学校(第54条の2—第54条の9)</p> <p>第4章 特別支援学校(第55条—第56条)</p> <p>第5章 幼稚園(第57条—第63条)</p> <p>第6章 雑則(第64条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は, 新潟市立学校に関して, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条に規定する学校の管理運営の基本的事項を定め, 円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。</p>	

(定義)

第2条 この規則で、「委員会」とは、新潟市教育委員会をいう。

2 この規則で、「小学校」とは新潟市立小学校を、「中学校」とは新潟市立中学校を、「高等学校」とは新潟市立高等学校を、「中等教育学校」とは新潟市立中等教育学校を、「特別支援学校」とは新潟市立特別支援学校を、「幼稚園」とは新潟市立幼稚園をいう。

3 この規則で「職員」とは、新潟市職員定数条例（昭和25年新潟市条例第16号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、新潟市臨時教育職員に関する規則（平成29年新潟市教育委員会規則第 号）が適用される職員及び新潟市臨時職員に関する規則（平成6年新潟市規則第23号）第2条第1号が適用される職員のうち新潟市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園に勤務するものをいう。

（課程、学科）

第3条

(定義)

第2条 この規則で、「委員会」とは、新潟市教育委員会をいう。

2 この規則で、「県委員会」とは、新潟県教育委員会をいう。

3 この規則で、「学校」とは、新潟市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。

4 この規則で、「小学校」とは新潟市立小学校を、「中学校」とは新潟市立中学校を、「高等学校」とは新潟市立高等学校を、「中等教育学校」とは新潟市立中等教育学校を、「特別支援学校」とは新潟市立特別支援学校を、「幼稚園」とは新潟市立幼稚園をいう。

5 この規則で、「校長」とは、新潟市立の小学校長、中学校長、高等学校長、中等教育学校長、特別支援学校長及び幼稚園長をいう。

（名称、位置、課程、学科）

第3条 学校の名称、位置は、小学校にあつては、「新潟市立小学校条例（昭和39年新潟市条例第28号）」中学校にあつては、「新潟市立中学校条例（昭和39年新潟市条例第29号）」高等学校にあつては、「新潟市立高等学校条例（昭和39年新潟市条例第30号）」中等教育学校にあつては、「新潟市立中等教育学校条例（平成20年新潟市条例第4号）」特別支援学校にあつては、「新潟市立特別支援学校条例（昭和54年新潟市条例第54号）」幼稚園にあつては、「新潟市立

高等学校及び中等教育学校の後期課程の課程，学科は，委員会が別に定めるところによる。

(通学区域)

第4条 小学校，中学校，特別支援学校及び幼稚園の通学区域は，委員会が別に定めるところによる。

- 2 高等学校の通学区域は，新潟県一円とする。
- 3 中等教育学校の通学区域は，新潟市一円とする。

第5条 削除

第2章 小学校及び中学校

第1節 学年，学期及び休業日
(学年及び学期)

第6条 小学校及び中学校（以下この章において「学校」という。）

の学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

- 2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定による学期は，次のとおりとする。

- 第1学期 4月1日から 7月31日まで
- 第2学期 8月1日から 12月31日まで
- 第3学期 1月1日から 3月31日まで

- 3 前項の規定にかかわらず，小学校長及び中学校長（以下この章において「校長」という。）は教育上必要があるときは，あらかじめ委員会に届け出て，学校の学期を次のとおり2学期に区分すること

幼稚園条例（昭和39年新潟市条例第31号）の定めるところによる。

2 高等学校及び中等教育学校の後期課程の課程，学科は，委員会が別に定めるところによる。

(通学区域)

第4条 小学校，中学校，特別支援学校及び幼稚園の通学区域は，委員会が別に定めるところによる。

- 2 高等学校の通学区域は，新潟県一円とする。
- 3 中等教育学校の通学区域は，新潟市一円とする。

(施設，設備の管理)

第5条 学校の施設の管理については，「新潟市教育財産管理規則（昭和59年新潟市教育委員会規則第10号）」の定めるところによる。

2 学校の設備の管理については，「新潟市物品管理規則（昭和39年新潟市規則第15号）」の定めるところによる。

第2章 小学校及び中学校

第1節 学年，学期及び休業日
(学年及び学期)

第6条 学校の学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

- 2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定による学期は，次のとおりとする。

- 第1学期 4月1日から 7月31日まで
- 第2学期 8月1日から 12月31日まで
- 第3学期 1月1日から 3月31日まで

- 3 前項の規定にかかわらず，校長は教育上必要があるときは，あらかじめ委員会に届け出て，学校の学期を次のとおり2学期に区分することができる。

ができる。

前期 4月1日から10月の第2月曜日まで

後期 10月の第2月曜日の翌日から3月31日まで

(休業日)

第7条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日の年間合計は65日(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。次項において同じ。)以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。

- (1) 夏季休業日
- (2) 冬季休業日
- (3) 学年末休業日
- (4) 学年始休業日
- (5) その他委員会が定める日

2 校長は、あらかじめ委員会に届け出て、前項に規定する休業日とは別に休業日を設けることができる。ただし、休業日の年間合計は65日以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。”

3 休業日に授業を行おうとするとき、又は学校教育法施行規則第63条の規定により休業する場合を除き授業日に休業しようとするときは、校長は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。ただし、運動会、学芸会等の年間行事計画に基く恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行おうとするとき、または授業日に休業しよ

前期 4月1日から10月の第2月曜日まで

後期 10月の第2月曜日の翌日から3月31日まで

(休業日)

第7条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日の年間合計は65日(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。次項において同じ。)以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。

- (1) 夏季休業日
- (2) 冬季休業日
- (3) 学年末休業日
- (4) 学年始休業日
- (5) その他委員会が定める日

2 校長は、あらかじめ委員会に届け出て、前項に規定する休業日とは別に休業日を設けることができる。ただし、休業日の年間合計は65日以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。

3 休業日に授業を行おうとするとき、又は学校教育法施行規則第63条の規定により休業する場合を除き授業日に休業しようとするときは、校長は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。ただし、運動会、学芸会等の年間行事計画に基く恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行おうとするとき、または授業日に休業しよ

うとするときは、委員会にあらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。

- 4 学校教育法施行規則第63条の規定によつて、臨時に授業を行わない場合においては、この旨を、校長は、速やかに委員会に報告しなければならない。

第2節 教育課程及び生徒指導等

(教育課程)

第8条 学校は、学習指導要領及び委員会が別に定める基準によつて、教育課程を編成するものとする。ただし、学校教育法施行規則第53条及び第138条第1項の規定を適用する場合は、校長はその実施方法をあらかじめ委員会に届け出なければならない。

- 2 校長は、その年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年4月30日までに、委員会に届け出なければならない。

- (1) 教育目標
- (2) 各教科、道徳、外国語活動（小学校）、特別活動及び総合的な学習の時間の授業時間並びにおもな学校行事の予定表
- (3) 学習指導及び生徒指導の大綱

- 3 中学校においては、進路指導の大綱をあわせ届け出なければならない。

(修学旅行)

第9条 学校の修学旅行は、日帰りとする。ただし、小学校第5学年、小学校第6学年、中学校第2学年及び中学校第3学年においては、2泊3日以内（ただし、小学校は、車中泊をしてはならない。）にすることができる。

- 2 宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る。
- 3 校長は、修学旅行を実施する場合においては、その計画を、日帰

うとするときは、委員会にあらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。

- 4 学校教育法施行規則第63条の規定によつて、臨時に授業を行わない場合においては、この旨を、校長は、速やかに委員会に報告しなければならない。

第2節 教育課程及び生徒指導等

(教育課程)

第8条 学校は、学習指導要領、県委員会及び委員会が別に定める基準によつて、教育課程を編成するものとする。ただし、学校教育法施行規則第53条及び第138条第1項の規定を適用する場合は、校長はその実施方法をあらかじめ委員会に届け出なければならない。

- 2 校長は、その年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年4月30日までに、委員会に届け出なければならない。

- (1) 教育目標
- (2) 各教科、道徳、外国語活動（小学校）、特別活動及び総合的な学習の時間の授業時間並びにおもな学校行事の予定表
- (3) 学習指導及び生徒指導の大綱

- 3 中学校においては、進路指導の大綱をあわせ届け出なければならない。

(修学旅行)

第9条 小学校及び中学校の修学旅行は、日帰りとする。ただし、小学校第5学年、小学校第6学年、中学校第2学年及び中学校第3学年においては、2泊3日以内（ただし、小学校は、車中泊をしてはならない。）にすることができる。

- 2 宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る。
- 3 校長は、修学旅行を実施する場合においては、その計画を、日帰

りの場合は実施期日の14日前までに、宿泊を伴う場合は実施期日の30日前までに委員会に届け出なければならない。

(宿泊を要する学校行事)

第10条 校長は、前条に規定する学校行事以外で、学年、学級または特定の集団を単位として、宿泊を要する学校行事を実施する場合には、その計画を実施期日14日前までに委員会に届け出なければならない。

(対外行事)

第11条 校長は、学校教育活動の一環として行う文化、体育関係の対外行事に参加させる場合は、児童生徒の健康、安全及び教育効果について配慮しなければならない。

2 校長は、宿泊を要する対外行事に参加させる場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(性行不良による出席停止)

第12条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、委員会に対し、当該児童生徒の出席停止について意見を具申しなければならない。

(1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 委員会は、前項に定める意見の具申を受け、出席停止を命ずる場合には、次の各号に掲げる手続きを行うものとする。

(1) あらかじめ保護者の意見を聴取すること。

りの場合は実施期日の14日前までに、宿泊を伴う場合は実施期日の30日前までに委員会に届け出なければならない。

(宿泊を要する学校行事)

第10条 校長は、前条に規定する学校行事以外で、学年、学級または特定の集団を単位として、宿泊を要する学校行事を実施する場合には、その計画を実施期日14日前までに委員会に届け出なければならない。

(対外運動競技)

第11条 校長は、学校教育活動の一環として行う対外運動競技に参加させる場合は、児童生徒の健康、安全及び教育効果について配慮しなければならない。

2 校長は、宿泊を要する対外運動競技に参加させる場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(性行不良による出席停止)

第12条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、委員会に対し、当該児童生徒の出席停止について意見を具申しなければならない。

(1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 委員会は、前項に定める意見の具申を受け、出席停止を命ずる場合には、次の各号に掲げる手続きを行うものとする。

(1) あらかじめ保護者の意見を聴取すること。

(2) 理由及び期間を記載した文書を交付すること。

3 校長は、出席停止を命ぜられた児童生徒について、その解除を適当と認めるときは、速やかにその旨を委員会に報告しなければならない。

4 委員会は、前項に定める報告を受け、出席停止の命令を解除する場合には、当該児童生徒の保護者に通知するものとする。

(伝染病による出席停止)

第12条の2 校長は伝染病にかかり、又はそのおそれのある児童生徒があるときは、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により出席停止を命じた場合は、その旨を委員会に報告しなければならない。

(出席状況)

第13条 校長は、つねに児童生徒の出席状況を明らかにし、生徒指導の資料として活用をはからなければならない。

2 学齢の児童または生徒が、引き続き7日以上出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な理由がないと認められるときは、校長は、その保護者に対し、出席させるよう督促するとともに、すみやかに、その旨を委員会に報告しなければならない。

3 校長は、児童生徒の出席状況を毎学期末に委員会に報告しなければならない。

4 児童生徒の出欠席の取扱いは、委員会の定める基準によるものとする。

(懲戒)

第14条 校長及び教員は、教育上必要があるとみとめるときは、児

(2) 理由及び期間を記載した文書を交付すること。

3 校長は、出席停止を命ぜられた児童生徒について、その解除を適当と認めるときは、速やかにその旨を委員会に報告しなければならない。

4 委員会は、前項に定める報告を受け、出席停止の命令を解除する場合には、当該児童生徒の保護者に通知するものとする。

(伝染病による出席停止)

第12条の2 校長は伝染病にかかり、又はそのおそれのある児童生徒があるときは、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により出席停止を命じた場合は、その旨を委員会に報告しなければならない。

(出席状況)

第13条 校長は、つねに児童生徒の出席状況を明らかにし、生徒指導の資料として活用をはからなければならない。

2 学齢の児童または生徒が、引き続き7日以上出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な理由がないと認められるときは、校長は、その保護者に対し、出席させるよう督促するとともに、すみやかに、その旨を委員会に報告しなければならない。

3 校長は、児童生徒の出席状況を毎学期末に委員会に報告しなければならない。

4 児童生徒の出欠席の取扱いは、県委員会の定める基準によるものとする。

(懲戒)

第14条 校長および教員は、教育上必要があるとみとめるときは、児

童生徒に懲戒を行うことができる。ただし、体罰を加えることができない。

- 2 懲戒は、訓告その他とし、訓告の処分は校長がこれを行う。
- 3 校長は、前2項の実施に必要な規定を定めなければならない。

(児童生徒の事故)

第15条 修学旅行、体育運動、実験実習等の実施に当っては、特に交通機関、食品、用具、薬品、機械等に注意し、事故防止につとめなければならない。

- 2 校長は、児童生徒に関し、次に掲げる事故が発生した場合には、すみやかに委員会に報告しなければならない。

- (1) 事故による傷害または事故による死亡
- (2) 集団疾病または集団中毒
- (3) 少年法（昭和23年法律第168号）により保護処分を受けもしくはそのおそれのある非行をした場合、あるいは児童福祉法（昭和29年法律第136号）により児童相談所に一時保護を加えられ、または児童自立支援施設に入院させられた場合
- (4) その他特に校長が報告を要するとみとめたもの

第3節 教材の取扱い

(教科書の使用)

第16条 学校が使用する教科書は、委員会の採択したものでなければならない。

(教材の使用)

第17条 学校は、教科書以外に有益適切とみとめられる教材を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。

- 2 前項に規定する教材の選定に当っては、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

童生徒に懲戒を行うことができる。ただし、体罰を加えることができない。

- 2 懲戒は、訓告その他とし、訓告の処分は校長がこれを行う。
- 3 校長は、前2項の実施に必要な規定を定めなければならない。

(児童生徒の事故)

第15条 修学旅行、体育運動、実験実習等の実施に当っては、特に交通機関、食品、用具、薬品、機械等に注意し、事故防止につとめなければならない。

- 2 校長は、児童生徒に関し、次に掲げる事故が発生した場合には、すみやかに委員会に報告しなければならない。

- (1) 事故による傷害または事故による死亡
- (2) 集団疾病または集団中毒
- (3) 少年法（昭和23年法律第168号）により保護処分を受けもしくはそのおそれのある非行をした場合、あるいは児童福祉法（昭和29年法律第136号）により児童相談所に一時保護を加えられ、または児童自立支援施設に入院させられた場合
- (4) その他特に校長が報告を要するとみとめたもの

第3節 教材の取扱い

(教科書の使用)

第16条 学校が使用する教科書は、委員会の採択したものでなければならない。

(教材の使用)

第17条 学校は、教科書以外に有益適切とみとめられる教材を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。

- 2 前項に規定する教材の選定に当っては、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

(承認を要する教材)

第18条 教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する図書(以下「準教科書」という。)については、校長は、その使用開始期日の60日前までに、委員会の承認を求めなければならない。

(届け出を要する教材)

第19条 学校が、学年または学級全員もしくは特定の集団全員の教材として、次のものを継続使用するときは、校長は、その開始期日の14日前までに、委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書または準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他の参考書
- (2) 学習指導の過程または休業中において使用する各種の問題集、学習帳、練習帳

第4節 入学期日、転学期日、卒業期日等

(入学期日)

第20条 入学期日は、委員会が校長に通知した日とする。

(転学期日)

第20条の2 転学期日は、転学先学校の入学期日の前日とする。

(卒業期日等)

第20条の3 卒業期日は、校長が当該児童又は生徒について卒業を認定した日とする。ただし、卒業の認定は3月1日以降において行うものとする。

(異動状況)

第21条 校長は、児童生徒の毎月の異動状況を、その翌月5日までに、委員会に報告しなければならない。

第5節 職員の編制等

(承認を要する教材)

第18条 教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する図書(以下「準教科書」という。)については、校長は、その使用開始期日の60日前までに、委員会の承認を求めなければならない。

(届け出を要する教材)

第19条 学校が、学年または学級全員もしくは特定の集団全員の教材として、次のものを継続使用するときは、校長は、その開始期日の14日前までに、委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書または準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他の参考書
- (2) 学習指導の過程または休業中において使用する各種の問題集、学習帳、練習帳

第4節 入学期日、転学期日、卒業期日等

(入学期日)

第20条 入学期日は、委員会が校長に通知した日とする。

(転学期日)

第20条の2 転学期日は、転学先学校の入学期日の前日とする。

(卒業期日等)

第20条の3 卒業期日は、校長が当該児童又は生徒について卒業を認定した日とする。ただし、卒業の認定は3月1日以降において行うものとする。

(異動状況)

第21条 校長は、児童生徒の毎月の異動状況を、その翌月5日までに、委員会に報告しなければならない。

第5節 職員の編制等

(職員組織)

第22条 学校には、職員として、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員を置く。ただし、教頭、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員は、当分の間、置かないことができる。

2 学校には、前項のほか、助教諭、養護助教諭、講師、保育士、図書館司書、栄養士、用務員、給食調理員その他必要な職員を置くことができる。

(教頭)

第23条 教頭は、校長を助け、校務を整理し及び必要に応じ児童又は生徒の教育をつかさどる。

2 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序でその職務を代理し、又は行う。

(主幹教諭)

第23条の2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

(指導教諭)

第23条の3 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(教務主任、学年主任、研究主任、保健主事及び司書教諭)

(職員組織)

第22条 学校には、職員として、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員を置く。ただし、教頭、主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員は、当分の間、置かないことができる。

2 学校には、前項のほか、助教諭、養護助教諭、講師、保育士、図書館司書、栄養士、用務員、給食調理員その他必要な職員を置くことができる。

3 「市町村立学校職員給与負担法」に定める職員（以下「県費職員」という。）の定数は、県委員会が定めるところによる。

4 委員会の任命による職員（以下「市費職員」という。）の定数は、委員会が別に定める。

(教頭)

第23条 教頭は、校長を助け、校務を整理し及び必要に応じ児童又は生徒の教育をつかさどる。

2 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序でその職務を代理し、又は行う。

(主幹教諭)

第23条の2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

(教務主任、学年主任、研究主任、保健主事及び司書教諭)

第 24 条 **学校**には、教務主任、学年主任、研究主任、保健主事及び司書教諭（以下「教務主任等」という。）を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 研究主任は、校長の監督を受け、学校における研究活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 6 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。
- 7 第 1 項に規定する教務主任等は、**次項及び第 9 項**に規定するものを除き、当該学校の**指導教諭又は教諭**の中から、委員会の承認を得て、校長が命ずる。

8 研究主任及び司書教諭は、当該学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭の中から、委員会の承認を得て、校長が命ずる。

9 保健主事は、当該学校の**指導教諭**、教諭又は養護教諭の中から、委員会の承認を得て、校長が命ずる。

（生活指導主任）

第 24 条の 2 小学校には、生活指導主任を置く。ただし、別に定める小学校については、この限りでない。

- 2 生活指導主任は、**小学校長**の監督を受け、生活指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 生活指導主任の発令については、前条第 7 項の規定を準用する。

第24条 **小学校及び中学校**には、教務主任、学年主任、研究主任、保健主事及び司書教諭（以下「教務主任等」という。）を置く。ただし、別に定める小学校及び中学校については、この限りでない。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 研究主任は、校長の監督を受け、学校における研究活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 6 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。
- 7 第 1 項に規定する教務主任等は、**次項**に規定するものを除き、当該学校の**教諭**の中から、委員会の承認を得て、校長が命ずる。

8 保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭の中から、委員会の承認を得て、校長が命ずる。

（生活指導主任）

第24条の 2 小学校には、生活指導主任を置く。ただし、別に定める小学校については、この限りでない。

- 2 生活指導主任は、**校長**の監督を受け、生活指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 生活指導主任の発令については、前条第 7 項の規定を準用する。

(生徒指導主事及び進路指導主事)

第 24 条の 3 中学校には、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。
ただし、別に定める中学校については、この限りでない。

- 2 生徒指導主事は、中学校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 進路指導主事は、中学校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については、第 24 条第 7 項の規定を準用する。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第 25 条 学校には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。

- 2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の推薦により委員会が委嘱する。

(学校栄養職員)

第 25 条の 2 学校栄養職員は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。

- 2 学校栄養職員をもつてあてる職は、主任、主査、副主査及び栄養士とする。

(事務職員)

第 25 条の 3 事務職員は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

2 事務職員をもつてあてる職は、総括事務主幹、事務主幹、主任、主査、副主査及び主事とする。

(生徒指導主事及び進路指導主事)

第24条の 3 中学校には、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、別に定める中学校については、この限りでない。

- 2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については、第24条第 7 項の規定を準用する。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第25条 学校には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。

- 2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の推薦により委員会が委嘱する。

(学校栄養職員)

第25条の 2 学校栄養職員は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。

- 2 学校栄養職員をもつてあてる職は、県費職員にあつては、栄養主査及び学校栄養職員とする。

(事務職員)

第25条の 3 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

- 2 事務職員をもつてあてる職は、県費職員にあつては、総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事とする。

3 前項に規定する職の職務は、次に掲げるとおりとする。

(事務長及び事務主任)

第 25 条の 4 **学校に**、事務長及び事務主任を置くことができる。

- 2 事務長は、総括事務主幹又は事務主幹をもつてこれにあて、委員会が命ずる。
- 3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。
- 4 事務主任は、**主任及び主査**のうちから、校長が委員会の承認を得て命ずる。
- 5 事務主任は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務をつかさどる。

(副主幹、主任、主査、副主査)

第 25 条の 5 学校に必要と認める場合は、副主幹、主任、主査及び副主査を置くことができる。

(校務の分掌)

第 26 条 校長は、校務を行ううえに必要な分掌規程を定め、職員に校務の分掌を命ずるものとする。

- 2 その年度における職員の校務分掌は、4月30日までに委員会に届け出なければならない。

(1) 総括事務主幹は、地域の学校(高等学校及び幼稚園を除く。)の事務を掌理するとともに、当該事務に関する指導等に当たる。

(2) 事務主幹は、自校の事務を掌理するとともに、学校(高等学校及び幼稚園を除く。)の事務に関する指導等に当たる。

(3) 主査は、自校の事務を掌理する。

(4) 主任は、自校の高度の知識経験を必要とする事務を行う。

(5) 主事は、自校の事務を行う。

(事務長及び事務主任)

第25条の 4 **小学校及び中学校には**、事務長及び事務主任を置くことができる。

- 2 事務長は、総括事務主幹又は事務主幹をもつてこれにあて、委員会が命ずる。
- 3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。
- 4 事務主任は、**主査及び主任**のうちから、校長が委員会の承認を得て命ずる。
- 5 事務主任は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務をつかさどる。

(副主幹、主査、副主査)

第25条の 5 学校に必要と認める場合は、副主幹、主査及び副主査を置くことができる。

(校務の分掌)

第26条 校長は、校務を行ううえに必要な分掌規程を定め、職員に校務の分掌を命ずるものとする。

- 2 その年度における職員の校務分掌は、4月30日までに委員会に届け出なければならない。

(職員会議)

第 26 条の 2 学校には、校長がつかさどる校務を補助させるため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が招集し、その運営を管理する。

(学校評議員)

第 26 条の 3 学校に、学校教育法施行規則第 39 条、第 49 条、第 79 条、第 104 条、第 113 条及び第 135 条の規定に基づき、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第 6 節 職員の服務

第27条 削除

(出勤、欠勤、退出、遅刻及び早退等)

第 28 条 職員の出勤、欠勤、退出、遅刻及び早退等に関する必要な事項は、校長が定めなければならない。

(出張)

(職員会議)

第26条の 2 学校には、校長がつかさどる校務を補助させるため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が招集し、その運営を管理する。

(学校評議員)

第26条の 3 学校に、学校教育法施行規則第39条、第49条、第79条、第104条、第113条及び第135条の規定に基づき、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(学校事務共同実施組織)

第26条の 4 学校における事務処理及び学校運営の支援を行うため、複数の事務職員が共同で複数の学校の事務を実施するための組織(以下「学校事務共同実施組織」という。)を置くことができる。

2 委員会は、学校事務共同実施組織の責任者を事務職員の中から指定する。

第 6 節 職員の服務

(赴任)

第27条 職員が、採用または配置換を命じられたときは、通知をうけた日から 7 日以内に着任するものとする。

2 やむを得ない事情のため、前項の期間に着任できない場合には、その旨を、校長にあつては委員会に、その他の職員にあつては校長に、届け出なければならない。

(出勤、欠勤、退出、遅刻及び早退等)

第28条 職員の出勤、欠勤、退出、遅刻及び早退等に関する必要な事項は、校長が定めなければならない。

(出張)

第29条 職員の出張は、校長が命ずる。

- 2 校長が3日以上にわたって出張しようとするときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。
- 3 校長が県外に出張しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。
(年次有給休暇及び特別休暇等)

第30条 職員が新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号。以下「職員勤務時間条例」という。）第12条（新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第 号。以下「教育職員勤務時間条例」という。）第6条において準用する場合を含む。）に規定する年次有給休暇を得ようとするときは、校長にあつては委員会に、その他の職員にあつては校長に請求しなければならない。

- 2 職員が職員勤務時間条例第14条（教育職員勤務時間条例第6条で準用する場合を含む。）に規定する特別休を得ようとするときは、校長にあつては委員会の、その他の職員にあつては校長の承認を得なければならない。

- 3 職員が組合休暇を得ようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

第29条 職員の出張は、校長が命ずる。

- 2 校長が3日以上にわたって出張しようとするときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。
- 3 校長が県外に出張しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。
(年次有給休暇及び特別休暇等)

第30条 県費職員が市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第11条に規定する年次有給休暇を得ようとするときは、校長にあつては委員会に、その他の県費職員にあつては校長に請求しなければならない。

- 2 県費職員が市町村立学校職員勤務時間条例第11条に規定する特別休暇及び組合休暇を得ようとするときは、校長にあつては委員会の、その他の県費職員にあつては校長の承認を得なければならない。ただし、特別休暇のうち、職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8—55号。以下「人事委員会規則」という。）第15条第1項第6号に規定するものについては、この限りでない。

（給料を控除しないで勤務を欠く場合）

第31条 県費職員が、給料を控除しない場合の取扱に関する規則（昭和30年新潟県人事委員会規則第6—2号）第2条の規定による場合で勤務を欠くときは、その時間または期間について校長にあつては

(療養休暇)

第31条 職員が、職員勤務時間条例第13条（教育職員勤務時間条例第6条において準用する場合を含む。）に規定する療養休暇を得ようとするときは、医師の診断書を付し、委員会の承認を得なければならない。

(介護休暇)

第32条 職員が、職員勤務時間条例第15条（教育職員勤務時間条例第6条で準用する場合を含む。）に規定する介護休暇を得ようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

(履歴書の提出)

第33条 新たに職員に採用された者（異動等により学校に勤務することとなった者を除く。）は、速やかに委員会に履歴書を提出しなければならない。

2 前項の履歴書には、学校の卒業証明書又はこれに準ずる証明書を添えなければならない。

3 職員は、第1項の履歴書を提出した後、又は異動等により学校に

委員会の、その他の県費職員にあつては校長の承認を得なければならない。

(病気休暇)

第32条 県費職員が、人事委員会規則第14条第1号から第3号までに規定する病気休暇を得ようとするときは、医師の診断書を付し、校長にあつては委員会の、その他の県費職員にあつては、校長を経由して委員会の承認を得なければならない。ただし、その他の県費職員の1月以内の病気休暇については、校長が承認するものとする。

2 前項の場合において6日以内の療養については、医師の診断書を省略することができる。

3 県費職員が人事委員会規則第14条第4号に規定する休暇を得ようとするときは、医師の診断書を付し、校長にあつては委員会の、その他の県費職員にあつては、校長の承認を得なければならない。

(介護休暇)

第32条の2 県費職員が、市町村立学校職員勤務時間条例第11条に規定する介護休暇を得ようとするときは、校長にあつては委員会の、その他の県費職員にあつては校長を経由して委員会の承認を得なければならない。ただし、その他の県費職員の1月を超えない介護休暇については、校長が承認するものとする。

(氏名又は本籍の変更)

第33条 職員が、氏名又は本籍を変更した場合には、校長に届け出なければならない。この場合校長は、これを委員会に報告しなければならない。

勤務することとなった後、氏名、住所、学歴、資格等の履歴事項に異動を生じたときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

4 前項の届出のうち、学歴及び資格に関する異動については、その事実を証明する書類を添えなければならない。

(事務引継)

第 34 条 職員が、退職、辞職、配置換、休養、休職等を命ぜられたときには、校長にあつては委員会の指定する職員に、その他の職員にあつては、校長の指定する職員に、担当事務の引継をするものとする。

(日宿直)

第 35 条 校長は、学校管理のため、必要と認めるときは、休日その他正規の勤務時間以外の時間において、職員を日宿直にあてるものとする。

2 前項の規定によつて、校長が職員を日宿直にあてるときは、毎年度始めに、人事委員会の許可を得なければならない。

3 日宿直の勤務規程は、校長が別に定めるものとする。

(兼職及び他の事業等の従事)

第 36 条 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の適用をうける職員が、教育に関する他の職を兼ね、または教育に関する他の事業、もしくは事務に従事しようとするときには、委員会の承認を得なければならない。

(職員の服務)

第 37 条 職員の服務について、この規則に定めるもののほか、法令、条例、規則その他の規程に違反しない限りにおいて、校長が定めるものとする。

第 7 節 指導要録及び表簿

(事務引継)

第34条 職員が、退職、辞職、配置換、休養、休職等を命ぜられたときには、校長にあつては委員会の指定する職員に、その他の職員にあつては、校長の指定する職員に、担当事務の引継をするものとする。

(日宿直)

第35条 校長は、学校管理のため、必要と認めるときは、休日その他正規の勤務時間以外の時間において、職員を日宿直にあてるものとする。

2 前項の規定によつて、校長が職員を日宿直にあてるときは、毎年度始めに、新潟市長の許可を得なければならない。

3 日宿直の勤務規程は、校長が別に定めるものとする。

(兼職及び他の事業等の従事)

第36条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用をうける職員が、教育に関する他の職を兼ね、または教育に関する他の事業、もしくは事務に従事しようとするときには、校長を経て委員会の承認を得なければならない。

(職員の服務)

第37条 職員の服務について、この規則に定めるもののほか、法令、条例、規則その他の規程に違反しない限りにおいて、校長が定めるものとする。

第 7 節 指導要録及び表簿

(指導要録の規格様式及び取扱い)

第 38 条 学校教育法施行規則第 24 条の規定による児童、生徒の指導要録指導要録の規格及び様式並びに指導要録、その写し及び抄本の取扱いは、委員会が定めるものとする。

(表簿)

第 39 条 学校において備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則第 28 条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 学校概覧
- (3) 卒業証書授与台帳
- (4) 重要公文書綴
- (5) 職員出張命令簿
- (6) 日宿直日誌
- (7) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条による基幹統計中、文部科学省令をもつて実施する統計調査票及びその基礎資料
- (8) 諸願届出書類、証明書交附台帳

2 前項の表簿中、第 1 号から第 3 号までは永年、第 4 号から第 6 号までは 5 年間、第 7 号及び第 8 号は 2 年間保存しなければならない。

第 3 章 高等学校

(学則の制定)

第 40 条 委員会は、この規則に定めるほか、高等学校の管理運営上必要な事項は、学則として別に定めるものとする。

(修業年限)

第 41 条 高等学校の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 全日制の課程 3 年

(指導要録の規格様式及び取扱い)

第38条 学校教育法施行規則第24条の規定による児童、生徒の指導要録指導要録の規格及び様式並びに指導要録、その写し及び抄本の取扱いは、委員会が定めるものとする。

(表簿)

第39条 学校において備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則第28条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 学校概覧
- (3) 卒業証書授与台帳
- (4) 重要公文書綴
- (5) 職員出張命令簿
- (6) 日宿直日誌
- (7) 統計法(平成19年法律第53号)第 2 条による基幹統計中、文部科学省令をもつて実施する統計調査票及びその基礎資料
- (8) 諸願届出書類、証明書交附台帳

2 前項の表簿中、第 1 号から第 3 号までは永年、第 4 号から第 6 号までは 5 年間、第 7 号及び第 8 号は 2 年間保存しなければならない。

第 3 章 高等学校

(学則の制定)

第40条 委員会は、この規則に定めるほか、高等学校の管理運営上必要な事項は、学則として別に定めるものとする。

(修業年限)

第41条 学校の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 全日制の課程 3 年

(2) 定時制の課程 3年以上

(学年及び学期)

第42条 第6条第1項及び第2項の規定は、高等学校に準用する。

2 第6条第2項の規定によりがたい高等学校があるときは、その高等学校長（以下、この章において「校長」という。）は、あらかじめ委員会の承認を得て、別に学期を定めることができる。

(休業日)

第43条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日の年間合計は73日（学校教育法施行規則第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。）以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。

(1) 夏季休業日 42日以内

(2) 冬季休業日 14日以内

(3) 学年末休業日 12日以内

(4) 学年始休業日 7日以内

(5) 新潟市立高等学校等入学者選抜学力検査（一般選抜）が行われる日

(6) 前各号のほか、委員会が認めた日

2 高等学校の休業日は、当該高等学校の学則に定めるところによる。

3 定時制の課程においては、第1項の規定にかかわらず、委員会の承認を得て別に定めることができる。

4 第7条第3項及び第4項の規定は、高等学校に準用する。

(教育課程)

(2) 定時制の課程 3年以上

(学年及び学期)

第42条 第6条第1項及び第2項の規定は、高等学校に準用する。

2 第6条第2項の規定によりがたい高等学校があるときは、その校長は、あらかじめ委員会の承認を得て、別に学期を定めることができる。

(休業日)

第43条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日の年間合計は73日（学校教育法施行規則第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。）以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。

(1) 夏季休業日 42日以内

(2) 冬季休業日 14日以内

(3) 学年末休業日 12日以内

(4) 学年始休業日 7日以内

(5) 新潟県公立高等学校等入学者選抜の学力検査（一般選抜）が行われる日

(6) 前各号のほか、委員会が認めた日

2 その学校の休業日は、学則に定めるところによる。

3 定時制の課程においては、第1項の規定にかかわらず、委員会の承認を得て別に定めることができる。

4 第7条第3項及び第4項の規定は、高等学校に準用する。

(教育課程)

第43条の2 高等学校は、学習指導要領及び委員会が別に定める基準によつて、教育課程を編成するものとする。この場合、学習指導要領に示されている「特別の事情がある場合」の規定を適用するにあつては、校長は、年度ごとに、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

2 校長は、その年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年4月30日までに、委員会に届け出なければならない。

- (1) 教育目標
- (2) 教科・科目の単位数、各教科以外の教育活動の時間数及び学校行事の予定表
- (3) 学習指導、生徒指導及び進路指導の大綱
(修学旅行)

第44条 宿泊を要する修学旅行は、次の基準によるものとする。

- (1) 在学中1回に限る。
- (2) 旅行日数は、5泊6日(車中泊を含む。)以内とする。

2 校長は、宿泊を要する修学旅行を実施する場合には、その計画を実施期日の60日前までに委員会に届け出なければならない。

(現場実習)

第45条 校長は、県外において現場実習を実施する場合には、その計画を実施期日の60日前までに委員会に届け出なければならない。

(対外行事)

第46条 校長は、学校教育活動の一環として行う文化、体育関係等の対外行事に参加させる場合は、生徒の健康、安全及び教育効果について配慮しなければならない。

(伝染病による出席停止)

第43条の2 高等学校は、学習指導要領、県委員会及び委員会が別に定める基準によつて、教育課程を編成するものとする。この場合、学習指導要領に示されている「特別の事情がある場合」の規定を適用するにあつては、校長は、年度ごとに、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

2 校長は、その年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年4月30日までに、委員会に届け出なければならない。

- (1) 教育目標
- (2) 教科・科目の単位数、各教科以外の教育活動の時間数及び学校行事の予定表
- (3) 学習指導、生徒指導及び進路指導の大綱
(修学旅行)

第44条 宿泊を要する修学旅行は、次の基準によるものとする。

- (1) 在学中1回に限る。
- (2) 旅行日数は、5泊6日(車中泊を含む。)以内とする。

2 校長は、宿泊を要する修学旅行を実施する場合には、その計画を実施期日の60日前までに委員会に届け出なければならない。

(現場実習)

第45条 校長は、県外において現場実習を実施する場合には、その計画を実施期日の60日前までに委員会に届け出なければならない。

(対外運動競技)

第46条 校長は、学校教育活動の一環として行う対外運動競技に参加させる場合は、生徒の健康、安全及び教育効果について配慮しなければならない。

第 46 条の 2 校長は伝染病にかかり、又はそのおそれのある生徒があるときは、生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により出席停止を命じた場合は、その旨を委員会に報告しなければならない。

(懲戒)

第 47 条 **校長及び教員**は教育上必要があると認めるときは生徒に懲戒を行うことができる。ただし、体罰を加えることができない。

2 懲戒は、退学、停学、訓告その他とし、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないとみとめられる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないとみとめられる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 校長は、前 3 項の実施に必要な規程を定めなければならない。

5 第 2 項に定める懲戒のうち停学及び退学処分を行ったときには、校長は、委員会に報告しなければならない。

(入学者の選抜)

第 48 条 校長は、委員会が別に定めるところにより、入学者の選抜を行なう。

(入学、転学、転籍、留学、休学、退学、復学及び卒業)

第 49 条 校長は、委員会が別に定める手続きにより、生徒の入学、転学、転籍、留学、休学、退学及び復学を許可し、卒業を認定する。

(異動状況)

第 50 条 校長は、生徒の異動状況を、毎学期末に委員会に報告しな

(懲戒)

第47条 **校長および教員**は教育上必要があると認めるときは生徒に懲戒を行うことができる。ただし、体罰を加えることができない。

2 懲戒は、退学、停学、訓告その他とし、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないとみとめられる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないとみとめられる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 校長は、前 3 項の実施に必要な規程を定めなければならない。

5 第 2 項に定める懲戒のうち停学及び退学処分を行ったときには、校長は、委員会に報告しなければならない。

(入学者の選抜)

第48条 校長は、委員会が別に定めるところにより、入学者の選抜を行なう。

(入学、転学、転籍、留学、休学、退学、復学及び卒業)

第49条 校長は、委員会が別に定める手続きにより、生徒の入学、転学、転籍、留学、休学、退学及び復学を許可し、卒業を認定する。

(異動状況)

第50条 校長は、生徒の異動状況を、毎学期末に委員会に報告しな

ければならない。

(授業料等未納者に対する出席停止措置)

第 50 条の 2 校長は、入学料又は授業料（以下「授業料等」という。）が、督促状の指定期限から起算して 3 月を経過しても納付されないときは、当該授業料等を納めなかつた生徒（以下「当該生徒」という。）に対して、出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により出席停止を命ずるときは、当該生徒に対して、出席停止の予告をしなければならない。

(授業料等未納者に対する除籍措置)

第 50 条の 3 校長は、前条第 1 項の規定により出席停止を命じられた生徒の授業料等が出席停止を命じられた日から起算して 2 月を経過しても納付されないときは、当該生徒を除籍することができる。

2 校長は、前項の規定により除籍するときは、当該生徒に対して、除籍の予告をしなければならない。

(報告)

第 50 条の 4 校長は、前 2 条の規定により生徒に出席停止を命じ、又は生徒を除籍したときは、すみやかに委員会に報告しなければならない。

(職員組織)

第 51 条 **高等学校**には、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 60 条第 1 項に規定する職員のほか、養護教諭、養護助教諭、助教諭、講師、実習助手、図書館司書、用務員その他必要な職員を置くことができる。

2 前項に規定する実習助手については、委員会が別に定めるところにより、実習教諭又は実習教員と称することができる。

ればならない。

(授業料等未納者に対する出席停止措置)

第50条の 2 校長は、入学料又は授業料（以下「授業料等」という。）が、督促状の指定期限から起算して 3 月を経過しても納付されないときは、当該授業料等を納めなかつた生徒（以下「当該生徒」という。）に対して、出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により出席停止を命ずるときは、当該生徒に対して、出席停止の予告をしなければならない。

(授業料等未納者に対する除籍措置)

第50条の 3 校長は、前条第 1 項の規定により出席停止を命じられた生徒の授業料等が出席停止を命じられた日から起算して 2 月を経過しても納付されないときは、当該生徒を除籍することができる。

2 校長は、前項の規定により除籍するときは、当該生徒に対して、除籍の予告をしなければならない。

(報告)

第50条の 4 校長は、前 2 条の規定により生徒に出席停止を命じ、又は生徒を除籍したときは、すみやかに委員会に報告しなければならない。

(職員組織)

第51条 **学校**には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第60条第 1 項に規定する職員のほか、養護教諭、養護助教諭、助教諭、講師、実習助手、図書館司書、用務員その他必要な職員を置くことができる。

2 前項に規定する実習助手については、委員会が別に定めるところにより、実習教諭又は実習教員と称することができる。

(教頭)

第 52 条の 2 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程ごとに教頭を置く。

2 教頭は、校長を助け、その課程に関する校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

3 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が 2 人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

4 第 1 項において同一の課程に教頭を 2 人置いた場合は、校長は、委員会が別に定める基準により各教頭の分担して整理する校務を定め、年度当初において委員会に届け出なければならない。

(学科主任)

第 52 条の 3 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。

2 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 学科主任の発令については、第 24 条第 7 項の規定を準用する。

(事務長)

第 53 条 高等学校には、事務長を置く。

2 事務長は、事務職員をもつてこれにあてる。

3 事務長は、高等学校長の指揮をうけ、事務をつかさどり、部下職員を指揮監督する。

(主任)

3 第 22 条第 3 項及び第 4 項の規定は、高等学校に準用する。

(教頭)

第 52 条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程ごとに教頭を置く。

2 教頭は、校長を助け、その課程に関する校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

3 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が 2 人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

4 第 1 項において同一の課程に教頭を 2 人置いた場合は、校長は、委員会が別に定める基準により各教頭の分担して整理する校務を定め、年度当初において委員会に届け出なければならない。

第 52 条の 2 削除

(学科主任)

第 52 条の 3 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。

2 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 学科主任の発令については、第 24 条第 7 項の規定を準用する。

(事務長)

第 53 条 高等学校には、事務長を置く。

2 事務長は、事務職員をもつてこれにあてる。

3 事務長は、校長の指揮をうけ、事務をつかさどり、部下職員を指揮監督する。

(主任)

第 53 条の 2 高等学校には、主任を置くことができる。

- 2 主任は、事務職員をもつてこれにあてる。
- 3 主任は、上司の命を受けて事務を処理する。

(出勤、退出、遅刻、早退等)

第 53 条の 3 職員の出勤、退出、遅刻、早退等に関する必要な事項は、校長が定めなければならない。

- 2 校長は、前項の規定に基づき必要な事項を定めたときは、すみやかに委員会に届け出なければならない。

(その他規定の準用)

第54条 第10条、第13条第1項、第3項及び第4項、第15条、第17条、第18条、第19条、第24条（研究主任に係る規定を除く。）、第24条の3、第25条、第25条の5から第26条の3まで並びに第29条から第39条までの規定は、高等学校に準用する。

第 3 章の 2 中等教育学校

(学則の制定)

第 54 条の 2 委員会は、この規則に定めるほか、中等教育学校の管理運営上必要な事項は、学則として別に定める。

(修業年限)

第 54 条の 3 中等教育学校の修業年限は 6 年とし、前期課程は 3 年、後期課程は 3 年とする。

(学年及び学期)

第 54 条の 4 中等教育学校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 学期は、次のとおりとする。

前期 4 月 1 日から 10 月の第 2 月曜日まで

後期 10 月の第 2 月曜日の翌日から 3 月 31 日まで

第53条の 2 高等学校には、主任を置くことができる。

- 2 主任は、事務職員をもつてこれにあてる。
- 3 主任は、上司の命を受けて事務を処理する。

(出勤、退出、遅刻、早退等)

第53条の 3 職員の出勤、退出、遅刻、早退等に関する必要な事項は、校長が定めなければならない。

- 2 校長は、前項の規定に基づき必要な事項を定めたときは、すみやかに委員会に届け出なければならない。

(その他規定の準用)

第54条 第10条、第12条の2、第13条第1項、同条第4項、第15条、第17条、第18条、第19条、第24条（研究主任に係る規定を除く。）、第24条の3、第25条、第25条の5から第27条まで及び第29条から第39条までの規定は、高等学校に準用する。

第 3 章の 2 中等教育学校

(学則の制定)

第54条の 2 委員会は、この規則に定めるほか、中等教育学校の管理運営上必要な事項は、学則として別に定める。

(修業年限)

第54条の 3 学校の修業年限は 6 年とし、前期課程は 3 年、後期課程は 3 年とする。

(学年及び学期)

第54条の 4 第 6 条第 1 項の規定は、中等教育学校に準用する。

- 2 学期は、次のとおりとする。

前期 4 月 1 日から10月の第 2 月曜日まで

後期 10月の第 2 月曜日の翌日から 3月31日まで

(休業日)

第 54 条の 5 学校教育法施行令第 29 条の規定による休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日の年間合計は 62 日（学校教育法施行規則第 63 条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。）以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。

- (1) 夏季休業日
- (2) 冬季休業日
- (3) 学年末休業日
- (4) 学年始休業日
- (5) その他委員会が定める日

2 第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定は、中等教育学校に準用する。

(修学旅行)

第 54 条の 6 宿泊を要する修学旅行は、次の基準によるものとする。

- (1) 回数 2 回
- (2) 日数 前期課程は 2 泊 3 日以内、後期課程は 5 泊 6 日（車中泊を含む。）以内

2 **中等教育学校長（以下この章において「校長」という。）**は、宿泊を要する修学旅行を実施する場合、その計画を前期課程においては実施期日の 30 日前までに、後期課程においては実施期日の 60 日前までに委員会に届け出なければならない。

(懲戒)

第 54 条の 7 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(休業日)

第54条の 5 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日の年間合計は62日（学校教育法施行規則第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。）以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。

- (1) 夏季休業日
- (2) 冬季休業日
- (3) 学年末休業日
- (4) 学年始休業日
- (5) その他委員会が定める日

2 第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定は、中等教育学校に準用する。

(修学旅行)

第54条の 6 宿泊を要する修学旅行は、次の基準によるものとする。

- (1) 回数 2 回
- (2) 日数 前期課程は 2 泊 3 日以内、後期課程は 5 泊 6 日（車中泊を含む。）以内

2 **校長**は、宿泊を要する修学旅行を実施する場合、その計画を前期課程においては実施期日の30日前までに、後期課程においては実施期日の60日前までに委員会に届け出なければならない。

(懲戒)

第54条の 7 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒は、退学、停学、訓告その他とし、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。ただし、停学は、前期課程の生徒に対して行うことはできない。

3 第47条第3項から第5項までの規定は、中等教育学校に準用する。

(職員組織)

第54条の8 中等教育学校には、学校教育法第69条第1項に規定する職員のほか、主幹教諭、指導教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校栄養職員、図書館司書、用務員その他必要な職員を置くことができる。

2 前項に規定する実習助手については、委員会が別に定めるところにより、実習教諭又は実習教員と称することができる。

(その他規定の準用)

第54条の9 第10条、第13条第1項、第3項及び第4項、第15条、第17条から第19条まで、第23条、第23条の2、第24条、第24条の3、第25条、第25条の5から第27条まで、第29条から第39条まで、第42条、第46条、第48条から第50条の4まで並びに第53条から第53条の3までの規定は、中等教育学校に準用する。

2 第8条、第12条の2及び第16条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。

3 第43条の2 及び第46条の2の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。

第4章 特別支援学校

(教育の対象とする障がいの種類)

第55条 特別支援学校は、学校教育法第72条に規定する者に対する

2 懲戒は、退学、停学、訓告その他とし、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。ただし、停学は、前期課程の生徒に対して行うことはできない。

3 第47条第3項から第5項までの規定は、中等教育学校に準用する。

(職員組織)

第54条の8 学校には、学校教育法第69条第1項に規定する職員のほか、主幹教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校栄養職員、図書館司書、用務員その他必要な職員を置くことができる。

2 前項に規定する実習助手については、委員会が別に定めるところにより、実習教諭又は実習教員と称することができる。

3 第22条第3項及び第4項の規定は、中等教育学校に準用する。

(その他規定の準用)

第54条の9 第10条、第12条の2、第13条第1項、第3項及び第4項、第15条、第17条から第19条まで、第23条、第23条の2、第24条、第24条の3、第25条、第25条の5から第27条まで、第29条から第39条まで、第42条、第46条、第48条から第50条の4まで並びに第53条から第53条の3までの規定は、中等教育学校に準用する。

2 第8条及び第16条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。

3 第43条の2の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。

第4章 特別支援学校

(教育の対象とする障がいの種類)

第55条 特別支援学校は、学校教育法第72条に規定する者に対する教

教育のうち知的障がい者に対して小学校及び中学校に準ずる教育を行う。

(部の種類)

第 55 条の 2 特別支援学校には、小学部及び中学部を置く。

(職員組織)

第 55 条の 3 特別支援学校には、職員として、校長、教頭、主幹教諭、**指導教諭**、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員を置く。ただし、主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員は、当分の間、置かないことができる。

2 特別支援学校には、前項のほか、助教諭、養護助教諭、講師、保育士、介助員、用務員、給食調理員その他必要な職員を置くことができる。

(その他規定の準用)

第56条 第6条第1項**及び第2項**、第7条から第11条まで、第12条の2から第21条まで、第22条第3項及び第4項、第23条、第23条の2、**第24条、第24条の2並びに**第24条の3から第39条までの規定は、特別支援学校に準用する。

第5章 幼稚園

(休業日)

第 57 条 学校教育法施行令第 29 条の規定による休業日は、次のとおりとする。

- (1) 夏季休業日 7月25日から8月31日まで
- (2) 冬季休業日 12月24日から1月7日まで
- (3) 学年末休業日 3月24日から3月31日まで
- (4) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで
- (5) その他委員会が定める日

育のうち知的障がい者に対して小学校及び中学校に準ずる教育を行う。

(部の種類)

第55条の2 特別支援学校には、小学部及び中学部を置く。

(職員組織)

第55条の3 特別支援学校には、職員として、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員を置く。ただし、主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員は、当分の間、置かないことができる。

2 特別支援学校には、前項のほか、助教諭、養護助教諭、講師、保育士、介助員、用務員、給食調理員その他必要な職員を置くことができる。

(その他規定の準用)

第56条 第6条第1項、**同条第2項**、第7条から第11条まで、第12条の2から第21条まで、第22条第3項及び第4項、第23条、第23条の2、**第24条及び**第24条の3から第39条までの規定は、特別支援学校に準用する。

第5章 幼稚園

(休業日)

第57条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。

- (1) 夏季休業日 7月25日から8月31日まで
- (2) 冬季休業日 12月24日から1月7日まで
- (3) 学年末休業日 3月24日から3月31日まで
- (4) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで
- (5) その他委員会が定める日

2 前項の規定にかかわらず、新潟市立中之口幼稚園は次のとおりとする。

- (1) 夏季休業日 8月10日から8月20日まで
- (2) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (3) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- (4) 学年始休業日 4月1日から4月3日まで
- (5) その他委員会が定める日

3 第7条第3項及び第4項の規定は、幼稚園に準用する。

(教育課程)

第58条 幼稚園は、幼稚園教育要領の基準及び委員会が別に定める基準によつて、その教育課程を編成するものとする。

2 幼稚園長（以下この章においては「園長」という。）は、その年度における幼稚園の教育目標、指導計画の大綱、教育日数を定め、毎年4月30日まで委員会に届け出なければならない。

(職員組織)

第59条 幼稚園には、職員として、園長、教頭、教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、教頭を置かないことができる。

2 幼稚園には、前項のほか、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、養護師、栄養士、用務員、給食調理員その他必要な職員を置くことができる。

3 小須戸幼稚園及び中之口幼稚園には、主任を置くことができる。

(教頭)

第60条 教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ、幼児の保育をつかさどる。

2 教頭は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠け

2 前項の規定にかかわらず、新潟市立中之口幼稚園は次のとおりとする。

- (1) 夏季休業日 8月10日から8月20日まで
- (2) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (3) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- (4) 学年始休業日 4月1日から4月3日まで
- (5) その他委員会が定める日

3 第7条第3項及び第4項の規定は、幼稚園に準用する。

(教育課程)

第58条 幼稚園は、幼稚園教育要領の基準、県委員会及び委員会が別に定める基準によつて、その教育課程を編成するものとする。

2 幼稚園長（以下この章においては「園長」という。）は、その年度における幼稚園の教育目標、指導計画の大綱、教育日数を定め、毎年4月30日まで委員会に届け出なければならない。

(職員組織)

第59条 幼稚園には、職員として、園長、教頭、教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、教頭を置かないことができる。

2 幼稚園には、前項のほか、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、養護師、栄養士、用務員、給食調理員その他必要な職員を置くことができる。

3 小須戸幼稚園及び中之口幼稚園には、主任を置くことができる。

4 第22条第4項の規定は、幼稚園に準用する。

(教頭)

第60条 教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ、幼児の保育をつかさどる。

2 教頭は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠け

たときはその職務を行う。この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序でその職務を代理し又は行う。

(主任)

第61条 主任は、幼稚園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ、幼児の保育をつかさどる。

(入園、退園、休園、復園及び修了)

第62条 園長は、委員会が別に定める手続きにより、幼児の入園、退園、復園を許可し、修了を認定する。

(その他規定の準用)

第63条 第6条第1項及び第2項、第12条の2、第13条第1項、第3項及び第4項、第15条、第17条、第19条及び第25条から第40条まで並びに第50条から第50条の4までの規定は、幼稚園に準用する。

第6章 雑則

(委任)

第64条 この規則の施行について、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

2 この規則施行の際、現に使用する準教科書、ならびに既に使用することを決定している準教科書については、第18条の規定にかかわらず、現に使用し、または使用しようとする学年または学級に限り、同条により承認されたものとみなす。ただし、使用することを決定している準教科書については、委員会に届け出るものとする。

3 高等学校については、当分の間第51条の規定にかかわらず副校長をおくことができる。

たときはその職務を行う。この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序でその職務を代理し又は行う。

(主任)

第61条 主任は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ、幼児の保育をつかさどる。

(入園、退園、休園、復園及び修了)

第62条 園長は、委員会が別に定める手続きにより、幼児の入園、退園、復園を許可し、修了を認定する。

(その他規定の準用)

第63条 第6条第1項、同条第2項、第12条の2、第13条第1項、同条第4項、第15条、第17条、第19条及び第25条から第40条まで及び第50条から第50条の4までの規定は、幼稚園に準用する。

第6章 雑則

(委任)

第64条 この規則の施行について、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

2 この規則施行の際、現に使用する準教科書、ならびに既に使用することを決定している準教科書については、第18条の規定にかかわらず、現に使用し、または使用しようとする学年または学級に限り、同条により承認されたものとみなす。ただし、使用することを決定している準教科書については、委員会に届け出るものとする。

3 高等学校については、当分の間第51条の規定にかかわらず副校長をおくことができる。

(1) 副校長は教諭をもって充て、校長を助け、校務を整理し、校長不在のときは校長の職務を代行する。

(1) 副校長は教諭をもって充て、校長を助け、校務を整理し、校長不在のときは校長の職務を代行する。

(2) 副校長の任免は、校長の意見をきいて委員会が県教育委員会と協議して行なう。

新潟市立万代高等学校学則(昭和34年教育委員会規則第5号)新旧対照表 (第2条関係)

改正後 (案)	現行	備考
<p>○新潟市立万代高等学校学則 昭和34年4月11日教育委員会規則第5号 (休業日)</p> <p>第6条 休業日は次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日</p> <p>(3) 土曜日</p> <p>(4) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで</p> <p>(5) 夏季休業日 7月24日から8月24日まで</p> <p>(6) 冬季休業日 12月26日から翌年の1月5日まで</p> <p>(7) 学年末休業日 3月20日から3月31日まで</p> <p>(8) 新潟市立高等学校入学者選抜学力検査(一般選抜)が行われる日</p> <p>(9) その他新潟市教育委員会(以下「委員会」という。)が認めた日</p> <p>2 前項の休業日中に、校長は、生徒を登校させることがある。</p> <p>3 校長は、必要と認めた場合、新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号。以下「学校管理運営に関する規則」という。)第43条第1項に示された範囲内において、第1項第4号から第7号までの休業日を変更することができる。</p> <p>4 校務の運営上、特に必要があると認めるときは、校長は、委員会の承認を得て、休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。</p>	<p>○新潟市立万代高等学校学則 昭和34年4月11日教育委員会規則第5号 (休業日)</p> <p>第6条 休業日は次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日</p> <p>(3) 土曜日</p> <p>(4) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで</p> <p>(5) 夏季休業日 7月24日から8月24日まで</p> <p>(6) 冬季休業日 12月26日から翌年の1月5日まで</p> <p>(7) 学年末休業日 3月20日から3月31日まで</p> <p>(8) 新潟県公立高等学校等入学者選抜の学力検査(一般選抜)が行われる日</p> <p>(9) その他新潟市教育委員会(以下「委員会」という。)が認めた日</p> <p>2 前項の休業日中に、校長は、生徒を登校させることがある。</p> <p>3 校長は、必要と認めた場合、新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号。以下「学校管理運営に関する規則」という。)第43条第1項に示された範囲内において、第1項第4号から第7号までの休業日を変更することができる。</p> <p>4 校務の運営上、特に必要があると認めるときは、校長は、委員会の承認を得て、休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。</p>	

(教育課程及び授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領及び委員会が別に定める基準によつて、毎学年の初めにおいて、校長が定める。

(教育課程及び授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領並びに新潟県教育委員会及び委員会が別に定める基準によつて、毎学年の初めにおいて、校長が定める。

新潟市立幼稚園園則(昭和34年教育委員会規則第7号)新旧対照表(第3条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>(教育課程, 授業日時数)</p> <p>第7条 幼稚園の教育課程及び授業日時数は, 幼稚園教育要領及び委員会が別に定める基準によつて毎学年の初めにおいて園長が定める。</p>	<p>(教育課程, 授業日時数)</p> <p>第7条 幼稚園の教育課程及び授業日時数は, 幼稚園教育要領, <u>新潟県教育委員会</u>及び委員会が別に定める基準によつて毎学年の初めにおいて園長が定める。</p>	

新潟市教育委員会職員の職名等に関する規則(昭和51年教育委員会規則第11号)新旧対照表 (第4条関係)

改正後 (案)	現行	備考
<p>○新潟市教育委員会職員の職名等に関する規則 (市立学校及び幼稚園の教職員の職名)</p> <p>第4条 市立学校及び幼稚園の教員の職名は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>校長，園長，教頭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，養護助教諭，講師，実習助手</p> </div> <p><u>2 新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）第25条の2第2項及び第25条の3第2項に規定する職に充てられた職員の職名は、その職の名称とする。</u></p>	<p>○新潟市教育委員会職員の職名等に関する規則 (市費支弁の市立学校及び幼稚園の教員の職名)</p> <p>第4条 市費支弁の市立学校の教員及び幼稚園の職名は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>校長，園長，教頭，教諭，養護教諭，助教諭，養護助教諭，講師，実習助手</p> </div>	

新潟市立明鏡高等学校学則(平成9年教育委員会規則第13号)新旧対照表 (第5条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>○新潟市立明鏡高等学校学則 平成9年10月24日教育委員会規則第13号 (休業日)</p> <p>第6条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日</p> <p>(3) 土曜日</p> <p>(4) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで</p> <p>(5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(6) 後期始休業日 10月1日から10月3日まで</p> <p>(7) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月7日まで</p> <p>(8) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで</p> <p>(9) 新潟市立高等学校入学者選抜学力検査(一般選抜)が行われる日</p> <p>(10) その他新潟市教育委員会(以下「委員会」という。)が認めた日</p> <p>2 前項の休業日中に、校長は、生徒を登校させることができる。</p> <p>3 校長は、必要と認めた場合、新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号。以下「学校管理運営に関する規則」という。)第43条第1項に示された範囲内において、第1項第4号から第8号までの休業日を変更することができる。</p> <p>4 校務の運営上、特に必要があると認めるときは、校長は、委員会の承認を得て、休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とするこ</p>	<p>○新潟市立明鏡高等学校学則 平成9年10月24日教育委員会規則第13号 (休業日)</p> <p>第6条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日</p> <p>(3) 土曜日</p> <p>(4) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで</p> <p>(5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(6) 後期始休業日 10月1日から10月3日まで</p> <p>(7) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月7日まで</p> <p>(8) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで</p> <p>(9) 新潟県公立高等学校入学者選抜の学力検査(一般選抜)が行われる日</p> <p>(10) その他新潟市教育委員会(以下「委員会」という。)が認めた日</p> <p>2 前項の休業日中に、校長は、生徒を登校させることができる。</p> <p>3 校長は、必要と認めた場合、新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号。以下「学校管理運営に関する規則」という。)第43条第1項に示された範囲内において、第1項第4号から第8号までの休業日を変更することができる。</p> <p>4 校務の運営上、特に必要があると認めるときは、校長は、委員会の承認を得て、休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とするこ</p>	

<p>とができる。</p> <p>(教育課程及び授業日時数)</p> <p>第8条 本校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領及び委員会が別に定める基準によって、毎年度の初めにおいて、校長が定める。</p>	<p>とができる。</p> <p>(教育課程及び授業日時数)</p> <p>第8条 本校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領並びに新潟県教育委員会及び委員会が別に定める基準によって、毎年度の初めにおいて、校長が定める。</p>	
--	---	--

新潟市個人情報保護条例施行規則(平成13年教育委員会規則第9号)新旧対照表(第6条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>○新潟市個人情報保護条例施行規則 平成13年6月18日教育委員会規則第9号 (個人情報保護管理者)</p> <p>第2条 条例第10条第1項の個人情報保護管理者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 新潟市教育委員会組織規則(平成19年新潟市教育委員会規則第6号)第3条に規定する事務局の課の長</p> <p>(2) 新潟市教育委員会組織規則第2条に規定する機関の長</p> <p>(3) <u>新潟市が設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の長</u></p>	<p>○新潟市個人情報保護条例施行規則 平成13年6月18日教育委員会規則第9号 (個人情報保護管理者)</p> <p>第2条 条例第10条第1項の個人情報保護管理者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 新潟市教育委員会組織規則(平成19年新潟市教育委員会規則第6号)第3条に規定する事務局の課の長</p> <p>(2) 新潟市教育委員会組織規則第2条に規定する機関の長</p> <p>(3) <u>新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号)第2条第3項に規定する学校の長</u></p>	

新潟市教職員表彰規則(平成19年教育委員会規則第14号)新旧対照表(第7条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>○新潟市教職員表彰規則 平成19年3月26日教育委員会規則第14号 (趣旨) 第1条 この規則は、新潟市立学校に勤務する教職員の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教職員表彰審査会)</p> <p>第7条 3 委員には、教育長、教育次長、教育総務課長、<u>学校人事課長</u>、学校支援課長をもって充てる。 4 ～9 (略) 10 審査会の庶務は、<u>学校人事課</u>において処理する。</p>	<p>○新潟市教職員表彰規則 平成19年3月26日教育委員会規則第14号 (趣旨) 第1条 この規則は、新潟市立学校に勤務する教職員<u>(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する教職員並びに新潟市職員定数条例(昭和25年新潟市条例第16号)第1条の2に規定する職員をいう。以下同じ。)</u>の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教職員表彰審査会)</p> <p>第7条 3 委員には、教育長、教育次長、教育総務課長、<u>教職員課長</u>、学校支援課長をもって充てる。 4 ～9 (略) 10 審査会の庶務は、<u>教職員課</u>において処理する。</p>	

新潟市支援を要する教職員に関する規則(平成20年教育委員会規則第8号)新旧対照表 (第8条関係)

改正後 (案)	現行	備考
<p>○<u>新潟市支援を要する教育職員に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) <u>第25条</u>の規定により <u>新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)</u>の適用を受ける教育職員(教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手に限る。以下同じ。)のうち、支援を要する <u>教育職員</u>と認められる者の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 支援を要する <u>教育職員</u>とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 幼稚園、小学校又は特別支援学校において、学級担任又は主たる授業者となることが困難な教諭</p> <p>(2) 中学校、高等学校又は中等教育学校において、主たる授業者となることが困難な教諭</p> <p>(3) <u>幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校又は中等教育学校</u>(以下「学校」という。)において、継続的に職務の遂行に支障をきたしている <u>教育職員</u></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、支援を要する <u>教育職員</u>から除く。ただし、精神性疾患が学習指導、生徒指導又は児童等との信頼関係の停滞又は低下に起因している場合で、研修によって精神性疾患の改善が見込まれる <u>教育職員</u>は、この限りでない。</p> <p>(1) 指導又は職務を適切に行うことができない主たる原因が精</p>	<p>○<u>新潟市支援を要する教職員に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) <u>第25条の2</u>の規定により <u>新潟市立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する教諭、養護教諭及び栄養教諭並びに新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例(昭和34年新潟市条例第17号)</u>の適用を受ける <u>教諭、養護教諭及び実習助手</u>のうち、支援を要する <u>教職員</u>と認められる者の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 支援を要する <u>教職員</u>とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 幼稚園、小学校又は特別支援学校において、学級担任又は主たる授業者となることが困難な教諭</p> <p>(2) 中学校、高等学校又は中等教育学校において、主たる授業者となることが困難な教諭</p> <p>(3) <u>学校又は幼稚園</u>(以下「学校」という。)において、継続的に職務の遂行に支障をきたしている <u>教職員</u></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、支援を要する <u>教職員</u>から除く。ただし、精神性疾患が学習指導、生徒指導又は児童等との信頼関係の停滞又は低下に起因している場合で、研修によって精神性疾患の改善が見込まれる <u>教職員</u>は、この限りでない。</p> <p>(1) 指導又は職務を適切に行うことができない主たる原因が精</p>	<p>教育公務員特例法の改正(条ずれ)に伴う改正</p>

神性疾患に基づく場合で、医療的観点に立った措置や分限処分によって対応すべき**教育職員**

(2) 職務上の義務違反、非違行為等により懲戒処分に対応すべき**教育職員**

3 指導が不適切な**教育職員**とは、支援を要する**教育職員**のうち、予防的研修(サポート研修, 集中研修及び定期研修をいう。以下同じ。)を実施したにもかかわらず、改善が見られず、指導改善研修が必要と認定を受けた者をいう。

(指導力向上研修の目的)

第3条 指導力向上研修は、学校並びに学校支援課指導主事、総合教育センター指導主事及び**学校人事課管理主事**(以下「指導主事等」という。)が支援を要する**教育職員**を支援することにより、指導力、意欲及び自信を回復させることを目的とする。

(研修の内容)

第4条 指導力向上研修は、学校を中心に行う予防的研修及び総合教育センターを中心に行う指導改善研修とする。

(研修の期間)

第5条 サポート研修の期間は、3月から1年までの範囲内で教育委員会が定める。ただし、第8条第3項の規定によりサポート研修を継続する場合は、この限りでない。

2 集中研修及び定期研修の期間は1年とする。ただし、第10条第3項の規定により集中研修又は定期研修を継続する場合は、この限りでない。

3 指導改善研修の期間は、1年とする。ただし、改善状況によっては、**指導が不適切な教育職員に関する委員会**(以下「委員会」という。)の意見を聴いたうえで、その期間を短縮することができる。

神性疾患に基づく場合で、医療的観点に立った措置や分限処分によって対応すべき**教職員**

(2) 職務上の義務違反、非違行為等により懲戒処分に対応すべき**教職員**

3 指導が不適切な**教職員**とは、支援を要する**教職員**のうち、予防的研修(サポート研修, 集中研修及び定期研修をいう。以下同じ。)を実施したにもかかわらず、改善が見られず、指導改善研修が必要と認定を受けた者をいう。

(指導力向上研修の目的)

第3条 指導力向上研修は、学校並びに学校支援課指導主事、総合教育センター指導主事及び**教職員課管理主事**(以下「指導主事等」という。)が支援を要する**教職員**を支援することにより、指導力、意欲及び自信を回復させることを目的とする。

(研修の内容)

第4条 指導力向上研修は、学校を中心に行う予防的研修及び総合教育センターを中心に行う指導改善研修とする。

(研修の期間)

第5条 サポート研修の期間は、3月から1年までの範囲内で教育委員会が定める。ただし、第8条第3項の規定によりサポート研修を継続する場合は、この限りでない。

2 集中研修及び定期研修の期間は1年とする。ただし、第10条第3項の規定により集中研修又は定期研修を継続する場合は、この限りでない。

3 指導改善研修の期間は、1年とする。ただし、改善状況によっては、**指導が不適切な教職員に関する委員会**(以下「委員会」という。)の意見を聴いたうえで、その期間を短縮することができる。

4 前項前段の規定にかかわらず、必要と認める場合は、1年を限度に研修期間を延長することができる。

(研修の実施)

第6条 教育委員会は、集中研修及び定期研修並びに指導改善研修の受講決定を行ったときには、速やかに総合教育センター所長に通知しなければならない。

2 総合教育センター所長は、前項の規定により通知を受けたときは、支援を要する**教育職員**及び指導が不適切な**教育職員**の実情に合わせた研修計画を作成するとともに、所属する園長及び校長（以下「校長」という。）に通知しなければならない。研修計画を変更したときも同様とする。

3 指導改善研修は、総合教育センター所長が適切と認める市立学校その他の施設で実施することができる。

(サポート研修)

第7条 校長は、所属する**教育職員**が支援を要する**教育職員**に該当し、校内における指導等によってその改善が見込まれないと認めるときは、教育委員会に協議するものとする。

2 教育委員会は、前項の協議により必要と認めるときは、当該**教育職員**に対しサポート研修を実施するものとする。

(集中研修及び定期研修)

第8条 校長は、所属する**教育職員**のサポート研修が終了した場合において、引き続き研修が必要と認めるときは、教育委員会に集中研修又は定期研修の申請をするものとする。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、集中研修又は定期研修の実施又は実施しないことを決定したときは、その旨を校長に通知するものとする。

4 前項前段の規定にかかわらず、必要と認める場合は、1年を限度に研修期間を延長することができる。

(研修の実施)

第6条 教育委員会は、集中研修及び定期研修並びに指導改善研修の受講決定を行ったときには、速やかに総合教育センター所長に通知しなければならない。

2 総合教育センター所長は、前項の規定により通知を受けたときは、支援を要する**教職員**及び指導が不適切な**教職員**の実情に合わせた研修計画を作成するとともに、所属する園長及び校長（以下「校長」という。）に通知しなければならない。研修計画を変更したときも同様とする。

3 指導改善研修は、総合教育センター所長が適切と認める市立学校その他の施設で実施することができる。

(サポート研修)

第7条 校長は、所属する**教職員**が支援を要する**教職員**に該当し、校内における指導等によってその改善が見込まれないと認めるときは、教育委員会に協議するものとする。

2 教育委員会は、前項の協議により必要と認めるときは、当該**教職員**に対しサポート研修を実施するものとする。

(集中研修及び定期研修)

第8条 校長は、所属する**教職員**のサポート研修が終了した場合において、引き続き研修が必要と認めるときは、教育委員会に集中研修又は定期研修の申請をするものとする。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、集中研修又は定期研修の実施又は実施しないことを決定したときは、その旨を校長に通知するものとする。

3 教育委員会は、集中研修又は定期研修を実施しないことを決定した場合は、当該**教育職員**に対して引き続きサポート研修を継続させるものとする。

(指導が不適切な**教育職員**の認定の手続き)

第9条 教育委員会は、集中研修又は定期研修の終了後において、当該**教育職員**が指導が不適切な**教育職員**であるかどうかの認定をする場合は、あらかじめ指導記録等を添えて委員会の意見を聴かなければならない。

2 教育委員会は、委員会の意見を聴くときは、あらかじめその対象となる**教育職員**にその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた**教育職員**は、教育委員会に対し意見書を提出することができる。

(指導改善研修の決定)

第10条 教育委員会は、指導が不適切な**教育職員**と認定した場合は、指導改善研修の受講を命ずる決定を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の決定を行ったときは、その対象となる**教育職員**及び校長にその旨を通知するものとする。

3 教育委員会は、指導が不適切な**教育職員**と認定しなかった場合は、所属する校長にその旨を通知するとともに、当該**教育職員**の実態に合わせた予防的研修を継続させるものとする。

(指導改善研修終了後の人事措置の決定)

第11条 教育委員会は、指導改善研修の終了後において、研修を受講した**教育職員**の人事措置を決定するため、指導主事等が作成した指導記録等を添え、委員会の意見を聴かなければならない。

2 教育委員会は、指導改善研修が終了した**教育職員**の人事措置について、改善の状況に応じ、職場復帰、指導改善研修の継続その他の

3 教育委員会は、集中研修又は定期研修を実施しないことを決定した場合は、当該**教職員**に対して引き続きサポート研修を継続させるものとする。

(指導が不適切な**教職員**の認定の手続き)

第9条 教育委員会は、集中研修又は定期研修の終了後において、当該**教職員**が指導が不適切な**教職員**であるかどうかの認定をする場合は、あらかじめ指導記録等を添えて委員会の意見を聴かなければならない。

2 教育委員会は、委員会の意見を聴くときは、あらかじめその対象となる**教職員**にその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた**教職員**は、教育委員会に対し意見書を提出することができる。

(指導改善研修の決定)

第10条 教育委員会は、指導が不適切な**教職員**と認定した場合は、指導改善研修の受講を命ずる決定を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の決定を行ったときは、その対象となる**教職員**及び校長にその旨を通知するものとする。

3 教育委員会は、指導が不適切な**教職員**と認定しなかった場合は、所属する校長にその旨を通知するとともに、当該**教職員**の実態に合わせた予防的研修を継続させるものとする。

(指導改善研修終了後の人事措置の決定)

第11条 教育委員会は、指導改善研修の終了後において、研修を受講した**教職員**の人事措置を決定するため、指導主事等が作成した指導記録等を添え、委員会の意見を聴かなければならない。

2 教育委員会は、指導改善研修が終了した**教職員**の人事措置について、改善の状況に応じ、職場復帰、指導改善研修の継続その他の措

措置を講ずるものとする。

(委員会の所掌事務)

第12条 委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項に関して検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 指導が不適切な教育職員の指導改善研修の認定に関すること。
- (2) 指導が不適切な教育職員の指導改善研修での改善状況に関すること。
- (3) 指導が不適切な教育職員の指導改善研修後の対応に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項
(委員構成等)

第13条 委員会は、委員7人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 教育学に関し学識経験を有する者
- (2) 医学に関し学識経験を有する者
- (3) 心理学に関し学識経験を有する者
- (4) 法律に関し学識経験を有する者
- (5) 新潟市立小学校長会及び中学校長会の代表者
- (6) 新潟市に居住する保護者

(委員の任期等)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の氏名は、非公開とする。

(委員長等)

置を講ずるものとする。

(委員会の所掌事務)

第12条 委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項に関して検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 指導が不適切な教職員の指導改善研修の認定に関すること。
- (2) 指導が不適切な教職員の指導改善研修での改善状況に関すること。
- (3) 指導が不適切な教職員の指導改善研修後の対応に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項
(委員構成等)

第13条 委員会は、委員7人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 教育学に関し学識経験を有する者
- (2) 医学に関し学識経験を有する者
- (3) 心理学に関し学識経験を有する者
- (4) 法律に関し学識経験を有する者
- (5) 新潟市立小学校長会及び中学校長会の代表者
- (6) 新潟市に居住する保護者

(委員の任期等)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の氏名は、非公開とする。

(委員長等)

第15条 委員会に委員長及び副委員長を1人ずつ置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会議の進行役を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、教育長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 第12条に規定する事務を行うに際し、教育長が必要と認めるときは、本人又は関係者の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員は、議事の対象となる**教育職員**が親族等の場合には、その議事に参与することができない。

5 会議及び会議録は、非公開とする。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、教育委員会**学校人事課**において処理する。

(守秘義務)

第18条 委員は、職務上の知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、支援を要する**教育職員**の取扱いに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

第15条 委員会に委員長及び副委員長を1人ずつ置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会議の進行役を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、教育長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 第12条に規定する事務を行うに際し、教育長が必要と認めるときは、本人又は関係者の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員は、議事の対象となる**教職員**が親族等の場合には、その議事に参与することができない。

5 会議及び会議録は、非公開とする。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、教育委員会**教職員課**において処理する。

(守秘義務)

第18条 委員は、職務上の知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、支援を要する**教職員**の取扱いに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

議案第 37 号

新潟市立幼稚園に勤務する教育職員の勤務時間等に関する規程の廃止について

新潟市立幼稚園に勤務する教育職員の勤務時間等に関する規程の廃止について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 29 年 3 月 15 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市立幼稚園に勤務する教育職員の勤務時間等に関する規程の廃止について

1 制定理由

権限移譲に伴い、教育職員の勤務時間、休暇等について、条例及び教育委員会規則を制定する。

このため、幼稚園教員に係る勤務時間等を定めていた規程を廃止する規程を制定することによって廃止するもの。

2 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

新潟市立幼稚園に勤務する教育職員の勤務時間等に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

平成 29 年 3 月 日

新潟市教育委員会
教育長

新潟市教育長訓令第 号

新潟市立幼稚園に勤務する教育職員の勤務時間等に関する規程を廃止する規程
新潟市立幼稚園に勤務する教育職員の勤務時間等に関する規程（平成 4 年新潟市教育長
訓令第 5 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 29 年 3 月 15 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について

1 改正理由

平成 29 年度に予定される組織改正等に伴うもの

教育総務課の企画室を教育政策室に改称する。

教職員課を学校人事課と教育職員課に分課し、所管事務を整理する。

2 改正内容

平成 29 年度に予定される組織改正を反映させるもの

・学校人事課に人事管理等に関する分掌事務を、教育職員課に給与・福利等に関する分掌事務を規定する。

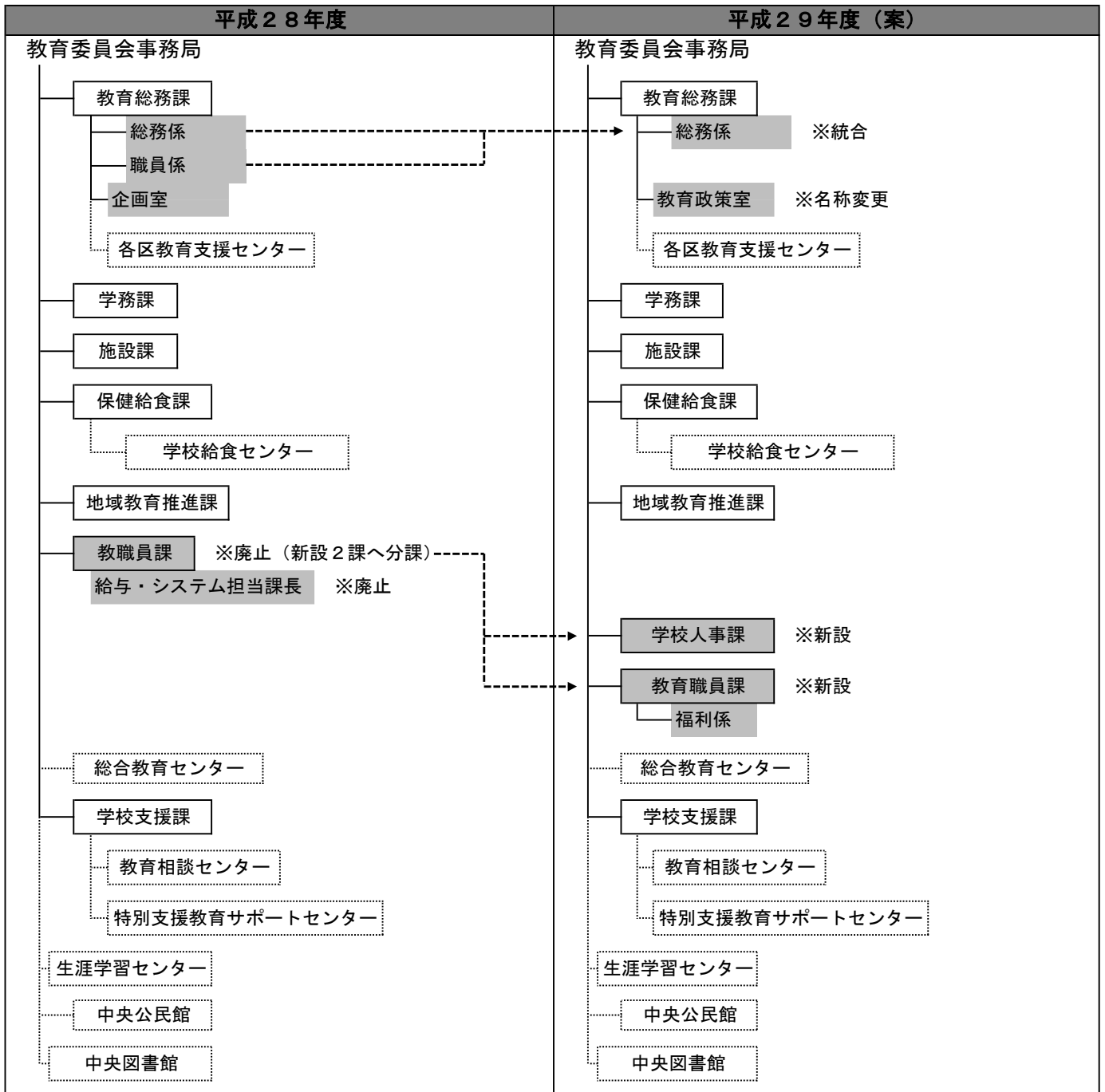
・担当課長の配置を廃止する。

3 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

平成29年度 組織改正概要（案）

参考資料



新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員係 企画室」を「教育政策室」に改め、「教職員課」を「学校人事課」に改め、その次に「教育職員課 福利係」を加える。

第4条教育総務課の項第10号中「教職員課」を「学校人事課」に改め、第12号中「教育委員会職員」の次に「（新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）第2条第2項に規定する学校園に勤務する職員を除く。以下「職員」という。）」を加え、第13号中「教育委員会職員（法第37条第1項に規定する県費負担教職員及び市費負担教職員（教育職俸給表の適用を受ける者に限る。）を除く。以下「職員」という。）」を「職員」に改め、教職員課の項各号を次のように改める。

学校人事課

- (1) 教職員（新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）第2条第2項に規定する学校園に勤務する職員をいう。以下同じ。）の定数及び配置に関すること。
- (2) 教職員の任免，分限，懲戒，服務その他身分に関すること。
- (3) 学級編制に関すること。
- (4) 教育職員（新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第4条の俸給表の適用を受ける者）の採用選考に関すること。
- (5) 教職員の昇任の選考に関すること。

- (6) 教育職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。
- (7) 教職員の労務管理に関する事。
- (8) 教職員の人事評価に関する事。
- (9) 教職員の研修の調整に関する事。
- (10) 教職員の組織する職員団体との連絡調整に関する事。
- (11) 教職員の人事管理及び学校の安全管理に関する事。
- (12) 教職員の叙位及び叙勲に関する事。

教育職員課

- (1) 教職員及び職員の福利厚生に関する事。
- (2) 公立学校共済組合に関する事。
- (3) 教職員及び職員の安全衛生に関する事。
- (4) 教職員及び職員の健康管理に関する事。
- (5) 教職員及び職員の雇用保険、厚生年金等に関する事。
- (6) 教職員及び職員の公務災害補償に関する事。
- (7) 教職員及び職員の給与及び旅費に関する事。
- (8) 教職員及び職員の退職手当及び児童手当に関する事。
- (9) 教職員及び職員の被服貸与に関する事。
- (10) 教職員住宅の管理に関する事。

第21条中第2項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日より施行する。

新潟市教育委員会組織規則(平成19年教育委員会規則第6号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考
<p>○新潟市教育委員会組織規則 (事務局に置く課, 課に置く室及び係)</p> <p>第3条 事務局に次に掲げる課を, 課に次に掲げる室及び係を置く。 教育総務課 総務係 <u>教育政策室</u> 学務課 学務係 経理係 施設課 管理係 計画係 企画調査係 保健給食課 保健係 給食係 地域教育推進課</p> <p><u>学校人事課</u> <u>教育職員課 福利係</u> 学校支援課 庶務係 (課の分掌事務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>教育総務課 (1)～(9) (略) (10) 職員団体との連絡調整に関すること (<u>学校人事課</u>の所管に属するものを除く。) (11) 文書の收受, 発送及び保存に関すること。 (12) 教育委員会職員 (<u>新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年教育委員会規則第1号)第2条第2項に規定する学校園に勤務する職員を除く。以下「職員」という。</u>)の定数及び</p>	<p>○新潟市教育委員会組織規則 (事務局に置く課, 課に置く室及び係)</p> <p>第3条 事務局に次に掲げる課を, 課に次に掲げる室及び係を置く。 教育総務課 総務係 <u>職員係 企画室</u> 学務課 学務係 経理係 施設課 管理係 計画係 企画調査係 保健給食課 保健係 給食係 地域教育推進課</p> <p><u>教職員課</u> 学校支援課 庶務係 (課の分掌事務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>教育総務課 (1)～(9) (略) (10) 職員団体との連絡調整に関すること (<u>教職員課</u>の所管に属するものを除く。) (11) 文書の收受, 発送及び保存に関すること。 (12) 教育委員会職員の定数及び配置に関すること。</p>	

配置に関すること。

(13) 職員の任免，分限，懲戒及び服務に関すること。

(14)～(24) (略)

(省略)

学校人事課

(1) 教職員 (新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年教育委員会規則第1号)第2条第2項に規定する学校園に勤務する職員をいう。以下同じ。))の定数及び配置に関すること。

(2) 教職員の任免，分限，懲戒，服務その他身分に関すること。

(3) 学級編制に関すること。

(4) 教育職員(新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)第4条の俸給表の適用を受ける者)の採用選考に関すること。

(5) 教職員の昇任の選考に関すること。

(6) 教育職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。

(7) 教職員の労務管理に関すること。

(8) 教職員の人事評価に関すること。

(9) 教職員の研修の調整に関すること。

(10) 教職員の組織する職員団体との連絡調整に関すること。

(13) 教育委員会職員(法第37条第1項に規定する県費負担教職員及び市費負担教職員(教育職俸給表の適用を受ける者に限る。))を除く。以下「職員」という。)の任免，分限，懲戒及び服務に関すること。

(14)～(24) (略)

(省略)

教職員課

(1) 教職員 (法第37条第1項に規定する県費負担教職員及び市費負担教職員(教育職俸給表の適用を受ける者に限る。))をいう。以下同じ。)の定数配置及び組織に関すること。

(2) 教職員の任免及び服務に関すること。

(3) 学級編成に関すること。

(4) 教職員の採用選考 (学校事務職員及び学校栄養職員を除く。)に関すること。

(5) 教職員の分限及び懲戒に関すること。

(6) 教職員の研修の調整に関すること。

(7) 教職員の組織する職員団体との連絡調整に関すること。

(8) 教職員の県外出張に関すること。

(9) 教職員及び職員の公務災害補償に関すること。

- (11) 教職員の人事管理及び学校の安全管理に関する事。
- (12) 教職員の叙位及び叙勲に関する事。

教育職員課

- (1) 教職員及び職員の福利厚生に関する事。
- (2) 公立学校共済組合に関する事。
- (3) 教職員及び職員の安全衛生に関する事。
- (4) 教職員及び職員の健康管理に関する事。
- (5) 教職員及び職員の雇用保険、厚生年金等に関する事。
- (6) 教職員及び職員の公務災害補償に関する事。
- (7) 教職員及び職員の給与及び旅費に関する事。
- (8) 教職員及び職員の退職手当及び児童手当に関する事。
- (9) 教職員及び職員の被服貸与に関する事。
- (10) 教職員住宅の管理に関する事。

(省略)

(10) 教職員及び職員の福利厚生（教職員の健康診断を除く。）に関する事。

- (11) 教職員の人事管理及び学校の安全管理に関する事。
- (12) 教職員の叙位及び叙勲に関する事。
- (13) 教職員住宅の管理に関する事。
- (14) 教職員及び職員の給与及び旅費に関する事。
- (15) 教職員及び職員の恩給、退職年金及び退職手当に関する事。
- (16) 教職員及び職員の雇用保険その他の諸保険に関する事。
- (17) 職員の被服貸与に関する事。
- (18) 県費負担教職員に係る給与負担及び権限の移譲に関する事。

(省略)

(課長等)

第21条 課に課長を置く。

(課長等)

第21条 課に課長を置く。

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織に同表の中欄に定める担当課長を置くことができるものとし、同表の右欄に定める事項を所掌事務とするものとする。

<u>組織</u>	<u>担当課長</u>	<u>所掌事務</u>
<u>教育総務課</u>	<u>教育政策担当課長</u>	<u>教育施策の企画、総合調整等に関する事項及び学校の適正配置等に関する事項</u>
<u>教職員課</u>	<u>給与・システム担当課長</u>	<u>教職員及び職員の給与等に関する事項並びに県費負担教職員の権限移譲に関する事項（給与・福利厚生等、勤務条件の検討に関する事項に限る。）</u>

議案第 39 号

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 29 年 3 月 15 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

1 改正理由

現在、公有財産については、市全体での活用方法を検討しているところであり、「教育財産」に限っての総合計画を策定することがないにも関わらず、教育委員会にて行う事務として規定してあるため、実態にあわせて改正を行うもの。

2 改正内容

教育長に委任できない事務のうち、「教育財産の総合計画の策定をすること」を削除する。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和57年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和57年教育委員会規則第9号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(委任)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事を行うこと。</p> <p>(5) 人事の一般方針を定めること。</p> <p>(6) 法第26条の規定による委員会の点検及び評価に関すること。</p> <p>(7) 附属機関の委員のうち社会教育委員，学校適正配置審議会委員，いじめ防止対策等専門委員会委員及び文化財保護審議会委員を任命又は委嘱すること。</p> <p>(8) 教科用図書の採択をすること。</p> <p>(9) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について，市長の求めに応じ，意見の申出をすること。</p> <p>(10) 幼保連携型認定こども園について，法第27条の規定に基づく市長からの求めに応じ，意見の申出をすること。</p> <p>(11) 校長，教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。</p> <p>(12) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校の区域を設定し，又はこれを変更すること。</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 教育財産の総合計画を策定すること。</p> <p>(5) 委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事を行うこと。</p> <p>(6) 人事の一般方針を定めること。</p> <p>(7) 法第26条の規定による委員会の点検及び評価に関すること。</p> <p>(8) 附属機関の委員のうち社会教育委員，学校適正配置審議会委員，いじめ防止対策等専門委員会委員及び文化財保護審議会委員を任命又は委嘱すること。</p> <p>(9) 教科用図書の採択をすること。</p> <p>(10) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について，市長の求めに応じ，意見の申出をすること。</p> <p>(11) 幼保連携型認定こども園について，法第27条の規定に基づく市長からの求めに応じ，意見の申出をすること。</p> <p>(12) 校長，教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。</p> <p>(13) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校の区域を設定し，又はこれを変更すること。</p>	

- (13) 児童又は生徒の性行不良による出席停止を命じ、又は解除すること。
- (14) 委員会規則その他委員会の定める規程（以下「規則等」という。）の制定及び改廃をすること。
- (15) 訴訟又は審査請求に関すること。
- (16) 陳情等をすること。
- (17) 請願書及び陳情書等に対する回答の決定をすること。
- (18) 市文化財の指定及び解除をすること。
- (19) 前各号に掲げる事項のほか、特に重要又は異例に属する事務で、委員会の議を経る必要があると認められる事項

- (14) 児童又は生徒の性行不良による出席停止を命じ、又は解除すること。
- (15) 委員会規則その他委員会の定める規程（以下「規則等」という。）の制定及び改廃をすること。
- (16) 訴訟又は審査請求に関すること。
- (17) 陳情等をすること。
- (18) 請願書及び陳情書等に対する回答の決定をすること。
- (19) 市文化財の指定及び解除をすること。
- (20) 前各号に掲げる事項のほか、特に重要又は異例に属する事務で、委員会の議を経る必要があると認められる事項

議案第40号

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部改正について

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部改正について、次のとおりとしたため議決を求める。

平成29年3月15日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの
管理に関する規則の一部改正について

1 改正理由

現在、新潟市生涯学習センター「映像ホール」は、利用開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前までが、受付期間となっている。

150席の固定席を有するホールを2か月前の利用日予約受付では、準備期間が短いこと等不都合が生じていた。利用者の利便を図るため、6月前から施設予約が行えるように所要の改正を行う。

2 改正内容

映像ホールについて、利用の許可申請の受付期間を、「利用開始日2月前の日が属する月の初日から3日前まで」を、「利用開始日の6月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前まで」に改正する。

3 施行期日

平成29年4月1日

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則（平成16年新潟市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「3日前まで」の次に「（映像ホールを利用する場合にあっては、利用開始日の6月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前まで）」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則(平成16年教育委員会規則第14号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(利用の許可申請)</p> <p>第2条 新潟市生涯学習センター条例（平成16年新潟市条例第35号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定によりセンターの利用の許可を受けようとするものは、別記様式第1号による利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する利用許可申請書の受付期間は、利用開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前まで <u>（映像ホールを利用する場合にあっては、利用開始日の6月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前まで）</u>とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(利用の許可申請)</p> <p>第2条 新潟市生涯学習センター条例（平成16年新潟市条例第35号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定によりセンターの利用の許可を受けようとするものは、別記様式第1号による利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する利用許可申請書の受付期間は、利用開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p>	

議案第 4 1 号

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

現在、新潟市中央公民館「映像ホール」は、利用開始日の 2 月前の日が属する月の初日から利用開始日の 3 日前までが、受付期間となっている。

1 5 0 席の固定席を有するホールを 2 か月前の利用予約受付では、準備期間が短いこと等不都合が生じていた。利用者の利便を図るため、6 月前から施設予約が行えるように所要の改正を行う。

2 改正内容

新潟市中央公民館映像ホールについて、利用の許可の申請等の受付期間を、「利用開始日 2 月前の日が属する月の初日から 3 日前まで」を、「利用開始日の 6 月前の日が属する月の初日から利用開始日の 3 日前まで」に改正する。

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市公民館条例施行規則(平成 16 年教育委員会規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 5 条第 3 項中「期間は、利用開始日の 2 月前の日が属する月の初日から利用開始日」を「開始日は、別表第 2 に定めるとおりとし、受付終了日は利用開始日」に改め、「の日まで」を削る。

「別表」を「別表第 1」に改め、「別表第 1」の次に「別表第 2」を加える。

別表第 2 (第 5 条関係)

利用施設	受付開始日
新潟市中央公民館 映像ホール	利用開始日の 6 月前の日が属する月の初日
その他の施設	利用開始日の 2 月前の日が属する月の初日

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市公民館条例施行規則(平成16年教育委員会規則第20号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(休館日及び利用時間)</p> <p>第3条 公民館及びその分館の休館日及び利用時間は、<u>別表第1</u>に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時にこれらを変更することができる。</p> <p>第4条（略）</p> <p>(利用の許可の申請等)</p> <p>第5条 公民館を利用しようとするものは、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）により利用の許可の申請をしなければならない。ただし、教育委員会が公民館を利用しようとするものに施設予約システムにより難い特別の事情があると認める場合は、別記様式第3号による利用許可申請書により利用の許可の申請をすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認める場合は、別記様式第3号による利用許可申請書により利用の許可の申請をしなければならない。</p> <p>3 第1項の申請の受付<u>開始日は、別表第2に定めるとおりとし、受付終了日は利用開始日</u>の3日前とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項ただし書又は第2項の申請に基づく利用の許可を受けたものが当該許可に係る利用を取り止めようとする場合は、別記様式</p>	<p>(休館日及び利用時間)</p> <p>第3条 公民館及びその分館の休館日及び利用時間は、<u>別表</u>に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時にこれらを変更することができる。</p> <p>第4条（略）</p> <p>(利用の許可の申請等)</p> <p>第5条 公民館を利用しようとするものは、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）により利用の許可の申請をしなければならない。ただし、教育委員会が公民館を利用しようとするものに施設予約システムにより難い特別の事情があると認める場合は、別記様式第3号による利用許可申請書により利用の許可の申請をすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認める場合は、別記様式第3号による利用許可申請書により利用の許可の申請をしなければならない。</p> <p>3 第1項の申請の受付<u>期間は、利用開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日</u>の3日前の日までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項ただし書又は第2項の申請に基づく利用の許可を受けたものが当該許可に係る利用を取り止めようとする場合は、別記様式</p>	

第4号による利用取止申出書を教育委員会に提出しなければならない。

別表第1（第3条関係）

別表第2（第5条関係）

利用施設	受付開始日
新潟市中央公民館 映像ホール	利用開始日の6月前の日が属する月の初日
その他の施設	利用開始日の2月前の日が属する月の初日

第4号による利用取止申出書を教育委員会に提出しなければならない。

別表（第3条関係）

追加

議案第 4 2 号

新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について

新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求め
る。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

中央図書館の多目的ホール，研修室及び新津図書館の研修室の利用予約は，電話等
で仮予約の後，紙媒体により利用許可申請書を提出させていたが，パソコンや携帯電
話等で施設予約が行える新潟市公共施設予約システムを平成 2 9 年 4 月 1 日から導入
するもの。

2 改正内容

- ・原則，紙申請だったものを，システム申請を原則とすることに改正。
- ・研修室の申請の受付期間を延長し，多目的ホールと同じ受付期間とする。
- ・適宜，文言等の修正。

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

新潟市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市図書館条例施行規則（平成19年新潟市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第14条を次のように改める。

（多目的ホール等の利用の許可申請）

第14条 多目的ホール等を利用しようとするものは、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）により利用の許可の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認める場合は、別記様式第5号による利用許可申請書により利用の許可の申請をしなければならない。

3 第1項の申請の受付期間は、利用開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前の日までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第15条中「条例第6条第2項」を「前条第2項の申請により許可を受けたものであって、条例第6条第2項」に改める。

第16条の見出しを「（利用の許可等）」に改め、同条第2項中「教育委員会は」の次に「、前条の規定による申請（条例第6条第2項の規定による多目的ホール等の利用の変更の許可に係るものに限る。）があった場合において」を加え、「場合」を「とき」に改

め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「多目的ホール等の利用を許可する場合は、」を「第14条第2項の申請があった場合において、その利用を許可するときは、」に、「交付する」を「、当該申請をしたものに交付するものとする」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

教育委員会は、第14条第1項の申請があった場合において、その許可をするときは、その旨を、施設予約システムにより当該申請をしたものに通知するものとする。

第17条中「多目的ホール等の利用の許可（変更の許可を含む。）」を「前条第2項又は第3項の規定による許可」に改め、「（前条第1項ただし書の規定により許可を受けたものを除く。以下「利用者」という。）」を削り、「多目的ホール等を利用しよう」を「当該許可に係る利用をしよう」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟市立図書館条例施行規則(平成19年教育委員会規則第25号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(中央図書館の多目的ホール若しくは研修室又は新津図書館の研修室の利用者の登録等)</p> <p>第13条 条例第5条第1項に規定する多目的ホール若しくは研修室又は同条第2項に規定する研修室(以下「多目的ホール等」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ別記様式第3号による利用者登録申請書を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(多目的ホール等の利用の許可申請)</p> <p>第14条 多目的ホール等を利用しようとするものは、<u>新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成18年新潟市規則第66号)に規定する新潟市公共施設予約システム(以下「施設予約システム」という。)</u>により利用の許可の申請をしなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認める場合は、別記様式第5号による利用許可申請書により利用の許可の申請をしなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の申請の受付期間は、利用開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前の日までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(利用の変更許可申請等)</p> <p>第15条 <u>前条第2項の申請により許可を受けたものであって、条例第</u></p>	<p>(中央図書館の多目的ホール若しくは研修室又は新津図書館の研修室の利用者の登録等)</p> <p>第13条 条例第5条に規定する多目的ホール若しくは研修室又は同条第2項に規定する研修室(以下「多目的ホール等」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ別記様式第3号による利用者登録申請書を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(多目的ホール等の利用の許可申請)</p> <p>第14条 多目的ホール等を利用しようとするものは、<u>別記様式第5号による利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、新潟市公共予約施設システムに関する規則(平成18年新潟市規則第66号)に規定する新潟市公共施設予約システムにより利用の許可申請をする場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項前段の申請書の受付期間は、利用開始日の1月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前まで(多目的ホールを利用する場合にあっては、利用開始日の3月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前まで)とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(利用の変更許可申請等)</p> <p>第15条 <u>条例第6条第2項</u>の規定により多目的ホール等の利用の変</p>	

6条第2項の規定により多目的ホール等の利用の変更の許可を受けようとするもの又は条例第8条の規定により多目的ホール等の利用の取止めの申出をしようとするものは、別記様式第6号による利用変更許可申請書兼利用取止申出書を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の許可等)

第16条 教育委員会は、第14条第1項の申請があった場合において、その許可をするときは、その旨を、施設予約システムにより当該申請をしたものに通知するものとする。

2 教育委員会は、第14条第2項の申請があった場合において、その利用を許可するときは、別記様式第7号による利用許可証を、当該申請をしたものに交付するものとする。

3 教育委員会は、前条の規定による申請（条例第6条第2項の規定による多目的ホール等の利用の変更の許可に係るものに限る。）があった場合において、多目的ホール等の利用の変更を許可するときは、別記様式第8号による利用変更許可証を交付する。

(許可証の提示)

第17条 前条第2項又は第3項の規定による許可を受けたものは、当該許可に係る利用をしようとする場合は、その利用許可証（変更の許可を受けたものにあつては利用変更許可証）を当該利用の許可を受けた図書館の職員に提示しなければならない。

更の許可を受けようとするもの又は条例第8条の規定により多目的ホール等の利用の取止めの申出をしようとするものは、別記様式第6号による利用変更許可申請書兼利用取止申出書を教育委員会に提出しなければならない。

(許可証の交付)

第16条

教育委員会は、多目的ホール等の利用を許可する場合は、別記様式第7号による利用許可証を交付する。ただし、第14条第1項ただし書の規定により利用許可の申請をしたものに許可をする場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、多目的ホール等の利用の変更を許可する場合は、別記様式第8号による利用変更許可証を交付する。

(許可証の提示)

第17条 多目的ホール等の利用の許可（変更の許可を含む。）を受けたもの（前条第1項ただし書の規定により許可を受けたものを除く。以下「利用者」という。）は、多目的ホール等を利用しようとする場合は、その利用許可証（変更の許可を受けたものにあつては利用変更許可証）を当該利用の許可を受けた図書館の職員に提示しなければならない。

通学区域の一部変更について

新潟市立阿賀小学校と満日小学校との統合に伴い、阿賀小学校、新津第五中学校、結小学校、新津第二中学校の通学区域を次のとおりとしたいため議決を求める。

平成29年3月15日提出

新潟市教育委員会
教育長 前田 秀子

通学区域の一部変更について

1 新潟市立阿賀小学校、新潟市立新津第五中学校の通学区域

現在の阿賀小学校の通学区域に、表1の住所を加えた区域を阿賀小学校の通学区域とし、現在の新津第五中学校の通学区域から、表2の住所を除いた区域を新津第五中学校の通学区域とする。

2 新潟市立結小学校、新津第二中学校の通学区域

現在の結小学校、新津第二中小学校の通学区域に、表2の住所を加えた区域を結小学校、新津第二中小学校の通学区域とする。

3 通学区域変更の対象者

施行期日以降、該当通学区域に居住する児童生徒

4 通学区域変更の施行期日

平成29年4月1日

5 通学区域を変更する住所（表1、表2）

表1

区名	町名	番地等
秋葉区	七日町	全部
	満願寺	44番地1～164番地, 458番地1～1205番地, 3181番地3～5701番地1

表2

区名	町名	番地等
秋葉区	大蔵	607番地1～612番地3, 1041番地, 1150番地～1174番地

別紙資料

阿賀小学校の通学区域（平成 29 年 4 月 1 日～）

区名	町名	地番等	現通学区域
秋葉区	新金沢町	全部	阿賀小学校
	大安寺	9 番地, 311 番地～1585 番地 4	〃
	中新田	全部	阿賀小学校
	七日町	全部	満日小学校
	新津東町 1～3 丁目	全部	阿賀小学校
	西金沢	全部	〃
	東金沢	506 番地～1973 番地	〃
	満願寺	44 番地 1～164 番地, 230 番地 3～318 番地 1, 458 番地 1～1205 番地, 3181 番地 3～5701 番地 1	阿賀小学校, 満日小学校
	六郷	17 番地 5～62 番地	阿賀小学校

結小学校の通学区域（平成 29 年 4 月 1 日～）

区名	町名	地番等	現通学区域
秋葉区	荻島	全部	結小学校
	荻島 1～3 丁目	全部	〃
	川口	全部	〃
	北潟	全部	〃
	北上 2 丁目	21 番 40 号	〃
	北上新田	822 番地～822 番地 4	〃
	古田ノ内大野開	全部	〃
	大蔵	607 番地 1～612 番地 3, 722 番地 2～723 番地 2 1041 番地, 1068 番地 3～1148 番地 1, 1150 番地～1174 番地, 1203 番地～1222 番地 12	結小学校, 満日小学校
	田島	全部	結小学校
	中野	全部	〃
	中野 1～3 丁目	全部	〃
	福島	全部	〃
	満願寺	2331 番地～2589 番地	〃
	みそら野 1～3 丁目	全部	〃
	結	全部	〃

※網掛け部分は現満日小学校区

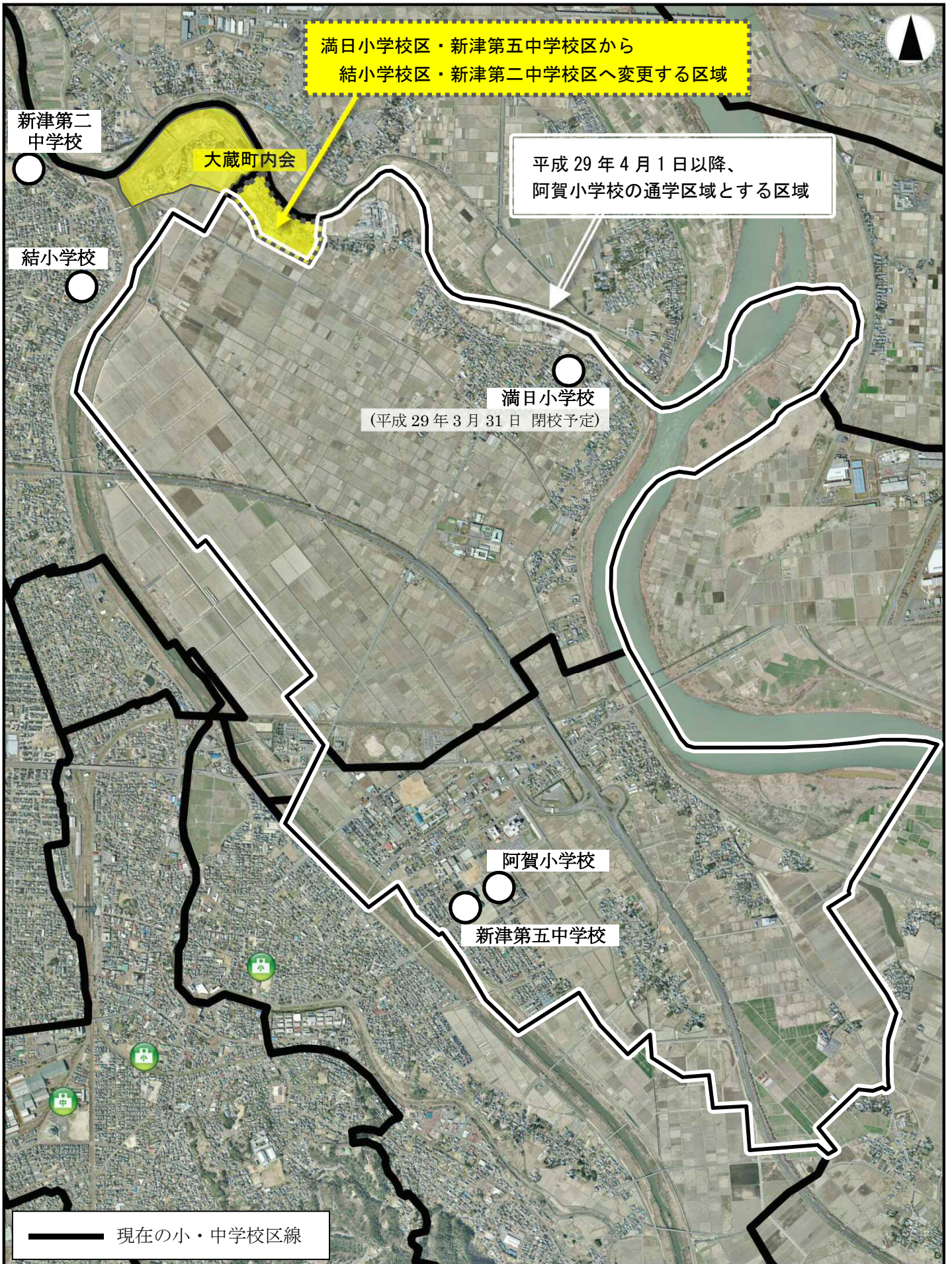
児童生徒数・学級数の状況

学校名	平成 28 年度	平成 29 年度 推計	平成 34 年度 推計
阿賀小学校	213 人（9 学級）	256 人（10 学級）	229 人（9 学級）
満日小学校	39 人（5 学級）		
新津第五中学校	439 人（14 学級）	403 人（14 学級）	343 人（11 学級）
結小学校	693 人（22 学級）	700 人（23 学級）	628 人（21 学級）
新津第二中学校	594 人（19 学級）	605 人（19 学級）	650 人（20 学級）

※ 平成 28 年度の数值は、特別支援学級の学級数・児童数を含めていない。

※ 推計各年度の数值は、特別支援学級の学級数を含めていない。

別紙図面 変更後の通学区域概図（平成 29 年 4 月 1 日～）



1/25000



議案第44号

教育財産の用途廃止について

教育財産を用途廃止したいため、次のとおり議決を求める。

平成29年3月15日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

教育財産の用途廃止について

1 概要

旧栄小学校の校舎の整備が終わり、平成29年4月1日に日和山小学校が移転することにより、暫定利用している現日和山小学校（旧入舟小学校）の土地及び建物について、平成29年4月1日付けで教育財産の用途を廃止する。

また、平成29年4月1日に阿賀小学校と満日小学校が統合し、統合後は阿賀小学校の校舎を利用する。現満日小学校の土地及び建物について、平成29年4月1日付けで教育財産の用途を廃止する。

2 用途廃止する教育財産

(1) 日和山小学校（旧入舟小学校）

ア 土地

所在地 新潟市中央区稲荷町字下島 3511-1外

面積 8,916.90㎡

評価額 446,044,000円

イ 建物

所在地 新潟市中央区稲荷町字下島3511-1

面積 校舎及び体育館他 延床面積6,337.91㎡

評価額 838,655,000円

(2) 満日小学校

ア 土地

所在地 新潟市秋葉区七日町字稲場625-2外

面積 12,236.49㎡

評価額 80,761,000円

イ 建物

所在地 新潟市秋葉区七日町字稲場625-2

面積 校舎及び体育館他 延床面積2,963.37㎡

評価額 452,253,000円

3 その他

用途廃止後の土地・建物は、市長部局で利活用を検討する。

議案第 4 5 号

新潟市いじめの防止等のための基本的な方針の改定について

新潟市いじめの防止等のための基本的な方針の改定について、次のとおりとしたため
議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市いじめの防止等のための基本的な方針の改定案 別冊

議案第 46 号

事務局及び機関の長の人事について

事務局及び機関の長の人事を，次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 29 年 3 月 15 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

非公開での審議を予定しているため，詳細は審議時に関係者にのみ配布いたします。

議案第 47 号

教職員の人事措置について

教職員の人事措置について，議決を求める。

平成 29 年 3 月 15 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

非公開での審議を予定しており，資料は関係者にのみ当日配布します。

報 告

指導が不適切な教職員に関する委員会の報告について

教職員課

非公開での報告を予定しており、資料は関係者にのみ報告時に配布し、回収いたします。

いじめ及び教員の不適切な発言による重大な事案に係る
第三者委員会の答申について

学校支援課

非公開での報告を予定しており、資料は関係者にのみ報告時に配布します。

3月教育委員会定例会資料 正誤表

議案第29号 新潟市教育委員会職員分限取扱規程の制定について

該当頁	正	誤
付議 5	<p>(附則中)</p> <p>2 この規程の施行日前において、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年9月8日新潟県条例第41号。以下「県条例」という。）の規定の適用を受けていた職員（以下「移譲教育職員」という。）で、県条例の規定によりなされた処分、<u>効果</u>、手続その他の行為は、分限条例中に相当する規定がある場合には、分限条例の相当規定によりなされた処分、<u>効果</u>、手続その他の行為とみなす。ただし、特別の事情により分限条例の相当規定によることができない場合又は分限条例の相当規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、教育長が別段の取扱いをすることができる。</p>	<p>(附則中)</p> <p>2 この規程の施行日前において、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年9月8日新潟県条例第41号。以下「県条例」という。）の規定の適用を受けていた職員（以下「移譲教育職員」という。）で、県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、分限条例中に相当する規定がある場合には、分限条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。ただし、特別の事情により分限条例の相当規定によることができない場合又は分限条例の相当規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、教育長が別段の取扱いをすることができる。</p>

議案第34号 新潟市臨時教育職員に関する規則の制定について

該当頁	正	誤
付議 58	<p>(前葉より 第5条の続き)</p> <p>3 非常勤講師の<u>給料</u>は、日額、時間額又は単位時間額とし、勤務時間その他勤務条件等を考慮して教育委員会が別に定める。</p> <p>(手当)</p> <p>第6条 <u>臨時教育職員には、通勤手当を支給する。</u></p> <p><u>2 常勤講師には、義務教育等教員特別手当、定時制教育手当及び特殊勤務手当を支給する。</u></p> <p><u>3 前2項の手当の額は、定数内職員の例に準じて教育委員会が定める額とする。</u></p> <p><u>4 臨時教育職員のうち教育委員会が必要と認める者には、期末手当、勤勉手当、住居手当、地域手当及び初任給調整手当を支給することができる。</u></p>	<p>(前葉より 第5条の続き)</p> <p>3 非常勤講師の<u>報酬</u>は、日額、時間額又は単位時間額とし、勤務時間その他勤務条件等を考慮して教育委員会が別に定める。</p> <p>(手当)</p> <p>第6条 <u>常勤講師には、義務教育等教員特別手当、定時制教育手当及び特殊勤務手当を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、定数内職員の例に準じて教育委員会が定める額とする。</u></p> <p><u>3 臨時教育職員のうち教育委員会が必要と認める者には、通勤手当、期末手当、勤勉手当、住居手当、地域手当及び初任給調整手当を支給することができる。</u></p>

<p>(給与の支給方法及び支給日)</p> <p>第7条 常勤講師の給与は、定数内職員の支給方法及び支給日の例により支給することとし、非常勤講師の<u>給与</u>は、毎月分をその翌月の14日(教育委員会が別に指定をする者にあつては別に定める日)に支給する。</p> <p>(勤務1時間当たりの給料額)</p> <p>第8条 常勤講師の勤務1時間当たりの給料額は、定数内職員の例により計算された額とする。</p> <p>2 非常勤講師のうち<u>給料</u>が日額で定められている者の勤務1時間当たりの<u>給料額</u>は、その<u>給料</u>日額をその者の1日における正規の勤務時間で除して得た額とする。この場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。</p> <p>(給料の減額等)</p> <p>第9条 第4条に規定する休暇のうち有給の休暇の承認があつた場合のほか、臨時教育職員が勤務しないときは、常勤講師にあつては定数内職員の例により算出した額を、非常勤講師にあつては、<u>給料</u>が日額で定められている者については前条第2項の規定による勤務1時間当たりの<u>給料額</u>を基準として算出した額を、<u>給料</u>が時間額で定められている者については当該時間額を基準として算出した額を支給する。</p>	<p>(給与の支給方法及び支給日)</p> <p>第7条 常勤講師の給与は、定数内職員の支給方法及び支給日の例により支給することとし、非常勤講師の<u>報酬</u>は、毎月分をその翌月の14日(教育委員会が別に指定をする者にあつては別に定める日)に支給する。</p> <p>(勤務1時間当たりの給料額)</p> <p>第8条 常勤講師の勤務1時間当たりの給料額は、定数内職員の例により計算された額とする。</p> <p>2 非常勤講師のうち<u>報酬</u>が日額で定められている者の勤務1時間当たりの<u>報酬額</u>は、その<u>報酬</u>日額をその者の1日における正規の勤務時間で除して得た額とする。この場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。</p> <p>(給料<u>等</u>の減額等)</p> <p>第9条 第4条に規定する休暇のうち有給の休暇の承認があつた場合のほか、臨時教育職員が勤務しないときは、常勤講師にあつては定数内職員の例により算出した額を、非常勤講師にあつては、<u>報酬</u>が日額で定められている者については前条第2項の規定による勤務1時間当たりの<u>報酬額</u>を基準として算出した額を、<u>報酬</u>が時間額で定められている者については当該時間額を基準として算出した額を支給する。</p>
---	---

議案第38号 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について

該当頁	正	誤
付議 126	第21条中第2項を削り、 <u>第3項を第2項とし、第4項を削る。</u>	第21条中第2項を削 <u>る。</u>

(課長等)
第21条 課に課長を置く。

(課長等)
第21条 課に課長を置く。
2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織に同表の中欄に定める担当課長を置くことができるものとし、同表の右欄に定める事項を所掌事務とするものとする。

組織	担当 課長	所掌事務
教育 総務 課	教育政 策担当 課長	教育施策の企 画, 総合調整等 に関する事項 及び学校の適 正配置等に関 する事項
教職 員課	給与・シ ステム 担当課 長	教職員及び職 員の給与等に 関する事項並 びに県費負担 教職員の権限 移譲に関する 事項(給与・福 利厚生等, 勤務 条件の検討に 関する事項に 限る。)

(課長等)
第21条 課に課長を置く。

(課長等)
第21条 課に課長を置く。
2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織に同表の中欄に定める担当課長を置くことができるものとし、同表の右欄に定める事項を所掌事務とするものとする。

組織	担当 課長	所掌事務
教育 総務 課	教育政 策担当 課長	教育施策の企 画, 総合調整等 に関する事項 及び学校の適 正配置等に関 する事項
教職 員課	給与・シ ステム 担当課 長	教職員及び職 員の給与等に 関する事項並 びに県費負担 教職員の権限 移譲に関する 事項(給与・福 利厚生等, 勤務 条件の検討に 関する事項に 限る。)

	<p><u>2</u> 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、課の職員を指揮監督する。</p>	<p><u>3</u> 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、課の職員を指揮監督する。</p> <p><u>4 担当課長は、上司の命を受けて、重要な特命事項の処理に当たるものとし、その担当事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。</u></p>	
--	---	---	--

議案第42号 新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について

該当頁	正	誤
付議 143	<p>(第14条中)</p> <p>3 第1項<u>又は第2項の申請の受付期間は、抽選に申し込むときは利用開始日の3月前の日が属する月の15日から25日、抽選以外に申し込むときは、</u>利用開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前の日までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(第14条中)</p> <p>3 第1項<u>の申請の受付期間は、</u>利用開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前の日までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p>

<p>第14条 多目的ホール等を利用しようとするものは、<u>新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）により利用の許可の申請をしなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認める場合は、別記様式第5号による利用許可申請書により利用の許可の申請をしなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項又は第2項の申請の受付期間は、抽選に申し込むときは利用開始日の3月前の日が属する月の15日から25日、抽選以外に申し込むときは、利用開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前の日までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第14条 多目的ホール等を利用しようとするものは、<u>別記様式第5号による利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、新潟市公共予約施設システムに関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システムにより利用の許可申請をする場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項前段の申請書の受付期間は、利用開始日の1月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前まで（多目的ホールを利用する場合にあっては、利用開始日の3月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前まで）とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第14条 多目的ホール等を利用しようとするものは、<u>新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）により利用の許可の申請をしなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認める場合は、別記様式第5号による利用許可申請書により利用の許可の申請をしなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の申請の受付期間は、利用開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前の日までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第14条 多目的ホール等を利用しようとするものは、<u>別記様式第5号による利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、新潟市公共予約施設システムに関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システムにより利用の許可申請をする場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項前段の申請書の受付期間は、利用開始日の1月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前まで（多目的ホールを利用する場合にあっては、利用開始日の3月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前まで）とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p>
--	--	--	--